

2022年9月21日

横浜市長 山中 竹春 様

立憲民主党横浜市議員団

団長 大山 しょうじ

## 2023年度予算要望・提言にあたって

来年は、来年はと新型コロナウイルス感染症の終息を願いながらも、今なお市民生活や横浜市経済はコロナによる多大な影響を受けています。また、本市は、今後いよいよ人口減少の局面を迎え、生産年齢人口が減少し、少子高齢化が更に進むと想定されています。

そんな中、山中市長は就任1年を迎えた先月、未来の横浜を担う次世代を育むことで、共に未来を切り拓く市民を増やし、都市の活力・持続可能性を高めるため、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を基本戦略とした「横浜市中期計画 2022～2025（素案）」を発表しました。

「全員で食べる中学校給食」、「中3までの小児医療費無償化」を初めとした市長選挙においての主要公約も含まれ、私たち立憲民主党横浜市議員団の思い、方向性を共有した計画として大いに評価しています。

本市は、子育て、教育、高齢福祉、経済活性化、持続可能な財政運営など、待ったなしの課題が山積しています。中期計画を着実に推進し、同時にこれまで蓄積されたデータ活用の実績を更に発展させることや、デジタルトランスフォーメーションの推進などを通じて、一層魅力ある横浜市を将来に引き継いでいけるよう、市政運営に取り組んでいただきたいと思います。

このたび、立憲民主党横浜市議員団は、多くの市民や各種団体の「声」に耳を傾け、市民が安心して暮らし続けられる横浜市としていくために、過去と今を見つめ、未来にどのようにつながっていくべきかを真摯に議論・検討し、重点11項目、および各局334項目・各区に対し258項目の合計603項目を、2023年度の横浜市予算編成に対する予算要望・提言として行います。

山中市長はじめ市役所の皆様には、私たち議員団の要望・提言を受け止めて、共に市民生活の安全・安心、横浜市発展のためにご尽力いただきたいと思います。

## 立憲民主党横浜市会議員団

団 長	大山 しょうじ	(港 北 区 5 期)
副 団 長	中山 大輔	(神 奈 川 区 5 期)
副 団 長	ふもと 理恵	(泉 区 4 期)
政調会会長	藤崎 浩太郎	(青 葉 区 3 期)
議 員	花上 喜代志	(瀬 谷 区 11 期)
議 員	谷田部 孝一	(金 沢 区 8 期)
議 員	こんの 典人	(緑 区 6 期)
議 員	望月 高德	(都 筑 区 3 期)
議 員	荻原 隆宏	(西 区 3 期)
議 員	有村 俊彦	(鶴 見 区 3 期)
議 員	大岩 真善和	(旭 区 3 期)
議 員	山浦 英太	(戸 塚 区 2 期)
議 員	梶尾 明	(港 南 区 1 期)
議 員	ふじい 芳明	(都 筑 区 1 期)
議 員	田中 ゆき	(青 葉 区 1 期)
議 員	長谷川 えつこ	(栄 区 1 期)
議 員	森 ひろたか	(保土ヶ谷区 1 期)
議 員	大野 トモイ	(港 北 区 1 期)
議 員	佐久間 衛	(金 沢 区 1 期)

## 局別予算要望・提言

重点項目	1
温暖化対策統括本部	4
政策局	5
総務局	7
財政局	10
国際局	12
市民局	14
文化観光局	16
経済局	17
こども青少年局	19
健康福祉局	24
医療局・病院経営本部	30
環境創造局	33
資源循環局	34
建築局	37
都市整備局	40
道路局	43
港湾局	46
消防局	48
水道局	50
交通局	51
教育委員会事務局	53
選挙管理委員会事務局	59
議会局	60



## 重点項目

### ●持続可能な財政運営に向けて

データ活用とデータに基づいた事業評価を行い、徹底した歳出改革（事業見直し等）により財政を生み出すこと。また、財政ビジョンに掲げた計画を着実に遂行すること。

### ●公契約条例の制定

これまで本市で行ってきた調査・研究の成果とスライド制の課題と効果について早急に開示するとともに、特に課題となっている協力事業者（2次、3次請け含む）の労働条件（社会保障・労務単価等）にこれまでの取り組みがどのように反映されているかを示すこと。また、障害者の雇用、男女共同参画の実現など、社会的な貢献も含めて、総合的に評価する「公契約条例」を早期に制定すること。

### ●米軍施設返還跡地の再利用

旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設、旧富岡倉庫地区、根岸米軍住宅返還跡地など、米軍施設返還跡地の再利用については、周辺住民や地域の要望、意見を聞きながら、早期に市民利用が可能となるよう鋭意取り組むこと。

### ●待機・保留児童をゼロ

保育園に入る事が出来ない児童をゼロにすること。その際、約半数の定員割れの保育園が出ている現状から、中長期的視点を持って、保育の質的向上と多様化する利用者ニーズへの対応にもより一層取り組むこと。

### ●中学校給食の全員喫食実施に向けた取り組み

現行の中学校給食の喫食率を上げる取り組みを積極的に行うとともに、その体制づくりを進めること。全員喫食実現へ向け、切れ目なく確実な事業者選定や各中学校の施設整備に取り組むこと。また実施における各種課題及びアンケート内容を考慮して、整理・解決し早期に必要な予算を計上すること。

## ●福祉人材確保・育成・定着のための本市独自の取り組み

福祉人材のすそ野の拡大を進めるため、経済状況に応じた就業条件の不断の見直しや、他業種の人材や外国人、高齢者、障害者など、多様な人材が活躍できる人材確保の取り組みを進めること。また、保育士、介護士、障害者支援員等の、職員が自らの仕事にやりがいもち、資質の向上に取り組んでいくために、研修体系の強化、処遇改善や資格取得支援、複数法人の連携・協働によるキャリアアップの仕組みづくりなど人材育成の取り組みも進めること。

## ●SDGs の取り組み

ヨコハマ SDGs デザインセンターを中心に企業・大学と連携しながら進めてきた「SDGs 未来都市・横浜」の先進的な取り組みについて、更なる連携強化を進めるとともに、財政支援の仕組みを整えること。また、市民が SDGs を実感し実践できるような機会を提供し、SDGs の認知度向上とゴール達成に努めること。

## ●常設型住民投票条例を制定

横浜市政の政策形成に、市民の意見を反映するための方策の1つとして、常設型住民投票条例を制定すること。市民の意見を一層反映するために、Web や ICT を活用した手段の（デジタル目安箱等）導入や、市長によるタウンミーティングを継続して行い、住民自治を深める取り組みをさらに進めること。

## ●新興・再興感染症対策

衛生研究所・保健所について感染拡大時に機動的に対応するための訓練を定期的実施すること。また、新型コロナウイルス感染症に対する各国・各都道府県等の対応事例や本市の対応事例とその効果を丁寧に検証しその知見を活かすとともに、ICT を活用した業務の効率化、統計データ等のわかりやすい情報発信などの取組も進めること。

## ●市内経済活動の支援強化

コロナ過の中で市域経済・雇用環境が大きく疲弊している。中小・小規模事業者の事業継続のため、積極的な支援を行うこと。

また、市民・事業主・企業等を堅守する施策を引き続き実行し、市内経済の維持・活性化をはかること。

## ●小児医療費助成制度の拡充

小児医療費助成については、本来は国が責任を持って進めるべきであり国への要望を継続しつつ、助成対象を高校生相当の年齢（18歳になる年度末）まで拡大するための検討を進めること。

## 温暖化対策統括本部

1. 水素エネルギーと再生可能エネルギーの普及促進の重要性について、横浜市地球温暖化対策推進協議会や YES 協働パートナーをはじめとする様々な主体との連携を強化しながら、引き続き、定期的かつ効果的な普及啓発を進めること。
2. 国内外における想定外の大規模災害など、地球温暖化のもたらす影響を市民に伝え、環境教育を推進するとともに、『横浜市気候変動適応方針』や『横浜市地球温暖化対策実行計画』に基づくものなど、庁内で情報共有しながら、更なる対策を検討・推進すること。
3. カーボン・オフセットを推進し、温室効果ガス排出ゼロの実現を図ること。
4. 本市でも導入されている燃料電池バス（FC バス）は、災害時の非常用電源に活用できることのみならず、環境に優しい車両であることから、引き続き車両導入における補助の継続及び促進を進め、燃料ステーションについては、既存の 7 カ所を活用するとともに、増設や移動式ステーションの設置など更なる整備と利活用の促進を図ること。
5. 長引くコロナ禍のなかで、夏場でもマスク着用の方が多い。一方、熱中症が原因の年間死亡者は全国で 1000 人を超えていることも鑑み、引き続き様々な熱中症対策に取り組むこと。特に、幼児や小学生、高齢者などの年齢に合わせた啓発や、大学や企業と連携した取り組みなど、暑さの緩和につながる多角的な対策を、関係部局と連携し全市を挙げて推進すること。
6. 家庭部門における温室効果ガス排出量は、約 20 パーセント弱となっている。ゼロカーボン横浜の実現に向け、家庭部門（自然エネルギー活用）における温室効果ガス削減を支援推進すること。
7. 地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模の課題について、「横浜市地球温暖化対策実行計画」で掲げた 2050 年までの脱炭素化（Zero Carbon Yokohama）に向けて、引き続き全庁挙げて有効な取り組みを一層推進すること。
8. 再生可能エネルギーの普及・拡大をさらに推進するための施策を進めること。また、市の各施設への太陽光発電設備の設置を進めること。



## 政策局

1. 特別市制度の実現に向けて、令和3年3月に改訂された「横浜特別自治市大綱」をもとに、更なる議論を深め、制度の実現可能性を高めるとともに、市民をはじめ国や政党、神奈川県に理解を深めてもらう取り組みを進め、川崎市や相模原市といった県下の政令市との連携も深め、早期実現に向けて具体的な施策を推進すること。
2. 特別市制度の実現へ向けて、県と市の出先統合、共同政策を推進するため、定期的意見交換の枠組み作りをすること。
3. 根岸米軍住宅返還跡地利用について、市大2病院移設が計画されているが、再編移設前の病床数を確保することや、市民がアクセスしやすい環境整備など、周辺住民や地域の要望、意見を聞きながら課題を整理し、医療提供体制を向上させられるよう検討し、取り組むこと。
4. 指定管理者制度は、競争性によって市民満足度や、コストパフォーマンスが高いサービスの提供が期待されるが、近年では一社入札が増加し、本来目的とされた効果を十分に発揮しづらい状況にある。また10年非公募などの例外ケースも生じるなど、制度の課題も浮き彫りになっている。財政状況が悪化するなかで、より良い公共サービスを提供できるよう、競争性を担保しながらコスト面でもメリットが出るように、事業者が参入しやすい環境を整備し、また制度の改善に努めること。
5. 横浜市官民データ活用推進基本条例及び計画に基づき、EBPMを一層推進し、厳しい経済環境、財政状況の中でも、より効果の高い政策に注力できるよう、そして効果の低い政策の改善や見直しを図れるよう、注力すること。また、市内でのリビングラボの取り組みが多数生まれているなかで、市としてしっかり支援を行うとともに、リビングラボから生まれるイノベーションを、広く展開できるよう取り組み、横浜市の市民協働、オープンイノベーションの更なる推進を行うこと。

6. 市役所における男女共同参画のより一層の推進の観点から、男女の分け隔てない勤務条件の確保や人事を推進し、男女が等しく育児休暇を取得しやすくすること。また、男性の産休取得制度の動向も見ながら男性がそれを取得しやすい環境づくりを支援し、男性の家事育児参加がスムーズに促進されるよう取組むことに加えて、審議会委員へのクォータ制の導入等、市政への女性の積極登用をすすめること。また、市内の企業・団体等との連携をより一層緊密に取り、企業・団体等における男女ともに働きやすい職場環境づくりを支援すること。
7. 新たな歳入確保を推進していくために、未利用公有地の洗い出しや、短期利用の積極的实施等、公共空間や公共施設の更なる活用に引き続き取り組むこと。その成果については分かりやすく全市域的に市民と共有していくこと。特に、周辺地価の変動や、既存店舗の売上の推移など、周辺への直接的な経済効果の分析を行うこと。
8. 「政策・施策、事務事業」を体系化、ピラミッド構造化し、「妥当性・効率性・有効性」を明確な評価指標に入れた中期4か年計画を策定後これを実行に移し、「財政ビジョン」（財政局）、「行政運営の基本方針」（総務局）と整合性をはかること。
9. 指定管理者の変更に伴う職員の雇用については、雇用継続が行われるよう十分配慮すること。また、横浜市として指定管理を受託する法人の職員の雇用安定に向けた施策を確立すること。
10. 横浜市男女共同参画行動計画重点施策である「DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援」を実効性あるものとするため、DV被害者への支援充実のための十分な取り組みを行うこと。また、生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業について、面接や同行支援に対する予算を確保すること。
11. DV防止施策については、DV加害者の更生を図ることで、暴力そのものをなくすよう取り組まれない。特に、DV加害者更生プログラムの提供や、提供できる団体の拡充、既存提供団体でのこれまで以上の推進を行うための、予算拡充を行い、より多くの人へ支援が行き届くよう充実させること。

## 総務局

1. 近年の風水害の深刻化をはじめ、災害情報の迅速かつ的確な発信の重要性は増すばかりである。緊急地震速報・津波警報・気象等及び噴火に関する特別警報は、警報の発表地域や猶予時間など分かりやすくする必要があり。これまでも Twitter の活用が行われているが、区によってはスマホアプリを活用するケースや、事業によっては LINE の活用が行われているなかで、より市民が情報を得やすいアプリ、SNS を活用しての情報提供に一層努めること。
2. 令和3年度の障がい者雇用率は2.39%と法定雇用率を満たしていない。障がい者雇用については、必ず法定雇用率を超える人員を採用し、より積極的に障がい者雇用を進めていくこと。また合理的配慮を強く進めていくこと。
3. 技術・技能の継承や災害対応の観点から、必要人員の確保に向け技能職員の新規採用を継続すること。また、必要に応じて局採用を積極的に推進すること。
4. 水道、交通、消防職員や教職員などの内定辞退の増や、採用応募者の減少に歯止めをかけるため、他都市の状況の研究成果を早急に開示し、待遇の改善など、今後の具体的な対策を示すこと。
5. 市の業務が多様化する中、専門性を持つ中途採用を積極的に推進し、その中途採用者においては、キャリアを生かせる配属を行うこと。特にDX（デジタルトランスフォーメーション）など、行政内部に知識が乏しく、今後早急に人材が必要となる分野については、民間人材バンクの活用など積極的に取り組むこと。
6. 市職員の働き方改革の観点から、市職員のテレワークでの就業や、柔軟な勤務体制の重要性が高まり、物品の調達も行われてきたが、未だその活用は限定的であったり、柔軟性にかける課題もある。今後、端末やウェブカメラ等ハード整備や、システム、規程類の整備を行い、本市職員が積極的にテレワークを活用できるよう取り組むこと。また、フレックスタイム制とテレワークの併用を可能にする等、柔軟な働き方を一層推進すること。

7. 本市の各種申請手続きに関して、全ての手続をオンラインで行えるように対応すること。難しいケースでも、郵送での対応を可能としたり、申請者が窓口で費やす手間や時間を最小限に減らせるよう取り組むこと。また、様々な申請書類そのものの簡素化によって分量を減らし、記述、入力の手間を減らすこと。
8. 事務作業を全庁的に棚卸ししたうえで、RPA の活用による業務効率化を効果的に進め、働き方改革に繋げていくこと。
9. 策定した「DX 戦略」に基づき、上位 100 申請のデジタル化など、業務のデジタル化により、「働き方改革」と「市民サービスの向上」に着実に取り組むこと。
10. 新市庁舎の執務環境に関する職員向けアンケート調査の結果を活かし、市民サービスが向上する環境づくりに取り組むこと。引き続き、アンケートを実施すること。
11. 本市職員間のセクハラ、パワハラなどのあらゆるハラスメントの根絶に向けた取り組みを引き続き行うこと。相談対応については、引き続き外部の専門カウンセラーなどにより相談者のプライバシーを守り、安心して相談できる環境・体制を整え早期解決に向けて十分な対応を図ること。
12. 外郭団体・関係団体に関する監査の厳格化と、それに必要な監査体制の一層の充実を図り、市民に対する説明責任を十分に果たせる透明性の確保に努め、包括外部監査による指摘事項を受けることのない組織体制の構築と運営を行うこと。
13. 歴史と伝統を誇る横浜市史の編纂について、策定期間の検討を進め目処をつけること。また、編纂のために必要となる資料収集など準備も必要なことから、編集内容、方針の整理や、資料収集について、着実に進めること。
14. 災害発生時の迅速な対応に備えるためにも、公用車の燃料を備蓄するための施設の方面別の設置を検討すること。

15. 横浜市の政策決定プロセスに関する公文書が適正に管理維持され、市民に広く開放された行政との情報共有を可能にするよう、不断の努力を行うこと。また、現在は横浜市史資料室が本市の公文書館的機能を担っているが、中央図書館を間借りしていること等、今後の床面積の確保にも課題がある。長期的に公文書、歴史的公文書が保存されていくよう、公文書管理に資する施設、床の確保を不断に進めること、アーキビストによる適正な公文書管理を行うこと。
16. 「政策・施策、事務事業」をピラミッド構造化し、アウトカムとインパクトを踏まえた、「妥当性・効率性・有効性」など、明確な指標に基づいた評価にするため、現在の事務事業評価を抜本的に見直すこと。
17. 歳出改革のために、調達価格のナレッジマネジメント（職員間の情報共有など）、調達プロセスの抜本改革を行うこと。
18. 必要とする職員全員に被服等貸与し、サイズ変更にも不備なく対応すること、ヘルメット等も耐久年を示し、随時必要な更新を行うこと。
19. コロナ対応の恒常化、一部業務の集中などの状況を踏まえ、各局、部門における適正人数の見直しで効率的な行政執行体制を構築すること。また、そのために、業務工数調査・分析等を行い、適正人数の割り出しを行うこと。

## 財政局

1. 公共工事発注時期の平準化は、労働者確保や資材入手にとって重要な課題であり、その改善を求めてきた。本市の令和3年度までの達成目標である、件数ベースでの0.8以上、金額ベースでの0.9以上という平準化目標を確実に達成できるよう努めること。
2. 借入金については市場金利の動向を踏まえ、積極的な借り換えおよび繰上償還等が可能となるよう引き続き国に制度変更を求めるとともに、返済額の圧縮および借入金利負担の軽減を行うこと。
3. ふるさと納税の他自治体への多額の流出が課題となってきたなか、ふるさと納税返礼品を市内事業者から募集について取組の効果を分析・評価し、さらなる魅力向上、情報発信に努め、市内事業者の売上向上と、市民税の市外自治体への流出額の減少につなげること。少なくとも国からの財政措置がなされない流出額の4分の1以上の獲得を目標とすること。
4. 各局が保有する未利用地については、外部監査の意見を参考にしながらも、用地周辺地域の住民意思に基づきつつ、財政的視点と土地のもつ長期的な価値を精緻に検討し、単に売却するだけでなく定期借地などにより民間企業・団体等との連携のもと収益や市民福利を確保しながら財産維持する手法も含め適正活用していくこと。また、未利用土地を含む保有土地の適切な管理や活用を行うために、部署の設置や専門職員の配置を行うこと。
5. 森林環境税（国税）、みどり税、および神奈川県独自の税制である水源を保全・再生するための個人県民税との目的の違いを引き続き周知徹底し、みどり税の成果の広報を積極的に進めること。みどり税の用途については対象範囲の見直しを行い、市民サービスの向上が一層図られるよう効果的な活用を行うとともに、暫定的な自治体独自課税としての役割の再点検を行うこと。
6. 成績優劣事業者の育成及び災害時協力協定締結事業者の意欲意識の向上を図るため、インセンティブ発注の拡充を進めていくこと。
7. 他局との連携を強固にし、策定した「財政ビジョン」の実現をはかること。

8. 100 大事業の開示および見直しについて、具体的方法とスケジュールを示すこと。

## 国際局

1. 横浜市多文化共生市民活動支援補助事業の推進にあたっては、市民主導による多文化共生を力強く支援すること。あわせて、各区や、各交流ラウンジにおける通訳翻訳機器等の利用実績を把握し、有効な機器配備を行うとともに、スマートフォン等の翻訳アプリケーションの活用も検討すること。
2. 国際人材育成にあたっては、様々な社会的変化に対応出来る新たな研修形態を早期に具現化するとともに必要な制度構築を図ること。
3. 来訪および在住外国人の拡大を見据え、国際交流ラウンジの具体的な機能強化を図っていくこと。あわせて、国際交流ラウンジの新設にあたっては、未設置区(特に西部方面)における早期開設に取り組むこと。
4. 外国人への防災に対する意識啓発を強化すること。また、大規模震災(震度5強以上)など災害情報の多言語発信を行い、国籍問わず誰もが情報が得られる仕組みを構築すること。
5. 災害等、緊急時の訪日・在日外国人の安全確保の観点から、民間事業者と連携し、多言語対応のエリアメールを発信できるよう検討を進め、実現すること。
6. Y-PORT センター公民連携オフィス「Galerio」の運営にあたっては、情報発信拠点に留まらず、様々な分野・企業等が集い、新たな都市・企業発展、国際施策等を推進できるよう他局と連携を強化すること。
7. 外国につながる子供たちに対する相談拠点等の充実を図り、生活支援を推進すること。あわせて、外国人意識調査を定期的を実施しニーズを把握すること。
8. 外国国籍の児童生徒への、各学校の国際教室や日本語支援拠点施設はもちろん、各児童のアイデンティティー教育を促進し地域社会とのつながりを強化すること。あわせて、文化的多様性もいかせる活躍促進を図るための財政支援を行うこと。



9. 在日外国人の相談や子どもたちの生活支援を実施している民間団体に対し財政支援も含めて支援の強化を図っていくこと。
10. 在日外国人の抱える課題に対し、調査ヒアリングを行い、総合的かつ一貫性をもって長期的に対応できる支援ネットワークを構築すること。また、外国人材の受け入れ・活用支援策として、留学生が就職・在留資格等について相談できるワンストップ相談窓口を開設すること。
11. 社会の様々なところで生じる外国人に対する差別の解消を目指すうえで、特定の国や国際情勢に囚われることなくすべての子供たちが平等に国際的人権を謳歌できるような対応や教育を行っている施設に対しても差別することなく支援すること。

## 市民局

1. より地域特性に応じた意思決定と、施策の実施ができるよう、必要な職員を配置し、個性ある区づくり推進予算を増額すること。また、自主企画事業費の18区総額を増額し、区ごとの配分割合については適正であるか検討すること。
2. 法律相談、司法書士相談、行政書士相談など、区役所特別相談に関しては、区ごとのニーズを捉え、適正に実施していくこと。また予算措置について検討していくこと。
3. 「さわやかスポーツ」の予算が減額されつづけ平成30年度は35万円だったものが、令和4年度には18万8千円へと、この5カ年で約半減と大幅な減少になっている。このままでは活動の継続が厳しいという意見があり、予算をこれ以上減らさずに、必要な予算額に戻すことを検討するとともに、各区のさわやかスポーツの代表者等とあり方について相談すること。
4. ヘイトスピーチ防止のための啓発活動をより一層進めるとともに、ヘイトスピーチ防止のための条例制定を行うこと。
5. 区予算の権限・財源委譲については、引き続き、区局での連携をより一層深め、真に必要な事業については積極的に予算化を図ること。客観的指標を用いた区政の評価測定を行い、効率的な予算執行としていくこと。
6. 公共施設のバリアフリー化を一層進めること。
7. インクルーシブスポーツ振興のための積極的な支援をさらに行い、障がい者スポーツ協会の設立支援も視野に入れ検討すること。
8. 性的マイノリティの方々への支援を一層進めるため、引き続き市職員や教職員への研修会や学習会の実施、市民啓発イベント開催、当事者に対する居場所づくり、相談体制確立等の支援に取り組むこと。
9. コミュニティハウスについては、市民の交流や自主的な活動が行える身近な拠点としての役割をより一層深めること。また、中学校区程度に1館の整備計画を早期に進めること。

10. 区役所のマイナンバーカード交付申請業務については、申請数が増加傾向にあることから、申請者の待ち時間の短縮に努め、また戸籍課の業務遂行にも支障が生じないように配慮すること。今後のカードの更新や電子証明書の更新等の業務量の増加を想定し、人的措置など必要な対応を図ること。

## 文化観光局

1. 多様な文化圏からの外国人旅行者の受け入れ環境整備に関しては、各ガイドブックの更新、刷新等を随時行い、更なる利活用に繋がるように努めること。また、対応する飲食店等への支援、ならびに情報発信により一層努めること。
2. ビッグデータ等を活用した来訪者数や、観光消費額の調査結果をもとに、効果的な観光施策（マーケティング、PRの立案等）、誘客事業に繋げること。
3. 観光コンベンションビューローの機能強化を図り、DMOを早期に実現、稼働させ、民間事業者との連携を図り、効果的な観光施策を展開すること。
4. コロナ禍、安定的な集客が見込めるマイクロツーリズムの強化を図るため、歴史的建造物をはじめとした、横浜の強みを活かした観光資源を活用するとともに、高付加価値化に繋げる施策を推進すること。
5. 新型コロナウイルス感染拡大により、公演や発表の機会を失ったアーティスト・クリエイター等、文化・芸術など創造的産業については、創造的活動と文化芸術振興のために、幅広い対象者に対して、様々な工夫を凝らして支援すること。
6. 子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むため、より多く子ども達が文化芸術に触れる機会を増やすこと。
7. フィルムコミッションやSNSでの取組の拡充はもとより、市域全般の魅力をメディアアプローチし、横浜の魅力をさらに発信していくこと。
8. 創造的イルミネーション事業については、世界から選ばれる横浜の夜の観光コンテンツとして定着するよう、また優れたアーティストを育成するなど、将来を見据え、継続、拡充できる体制を構築すること。

## 経済局

1. 商店街空き店舗活用事業について、引き続き店舗誘致・担い手育成および各種支援を一層進めること。あわせて、空き店舗情報の公開にあたっては周辺地域の情報や動画の活用、また空き店舗見学ツアーにあたってはオンラインツアー（360 度 VIEW）等、容易に情報が得られる仕組みの構築を図ること。
2. 後継者不足に悩む事業者と事業意欲ある人とのマッチングを引き続き促進していくこと。
3. 性別・年齢問わず就労から離れた方々に対し、相談窓口の機能強化、関係機関との連携強化、Web 相談など就労支援を一層強化すること。
4. 南部市場を中心とした周辺エリアの回遊性向上は、賑わい創出に必要不可欠である。引き続き、道路整備など周辺地域の将来を見据えた計画を行うこと。また、単独の集客イベントは勿論のこと、金沢臨海地域の周辺観光施設（八景島やアウトレット等）と回遊性を高めるための連携イベント等の具現化を進め、周辺エリア全体の賑わいを創出すること。
5. 令和 5 年 10 月のインボイス制度導入にあたって、シルバー会員（免税対象の個人事業主）を取り巻く環境が大きく変化する懸念がある。インボイス制度導入に伴う新たな税負担は、シルバー人材センターにおいても運営上大きな課題であることから、安定的な運営に向けて必要な対応を行うこと。
6. ハローワークで取り扱う業種・業態の拡充および必要な資格やスキルが習得できる支援体制の拡充を要望するとともに、市としてもより多くの就業機会を提供できる体制を強化すること。
7. コロナ禍の中で、地域経済・雇用環境が大きく疲弊している。市独自の「雇用確保支援策」「事業存続のための支援策」を引き続き実施すること。
8. 国の臨時交付金を原資とした事業の存続を図っていくため、国に対し継続的な支援の要請・要望を強く行っていくこと。

9. 横浜のカーボンニュートラルの取り組みには民間技術・技能が必要不可欠である。カーボンニュートラルに向けた新たな技術の研究や開発等に関し、経済局として企業支援・助成する制度構築と予算を確保すること。
10. 「横浜市中心企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、市が行う事業特に助成事業の推進にあたっては、助成要件に市内中小企業および小規模事業者への発注を加えること。あわせて、市内中小・小規模企業の経営基盤強化に向け、市内公共事業については元請企業に止まらず、下請け事業者についても市内企業を優先させる仕組みの検討および更なるインセンティブの検討をすること。
11. スタートアップ・エコシステム拠点都市「グローバル拠点都市」として、引き続き YOXO BOX を軸とした新ビジネス創出のコミュニティ形成を進め、横浜ならではの人・企業・投資を呼び込んでいくこと。あわせて、新産業の創出・育成も推進すること。
12. 成年年齢が 2022 年 4 月 1 日より 18 歳に引き下げられ、親の同意がなくともローン等の契約ができるようになり、消費者トラブルに発展することが懸念される。若者を対象とした「消費者被害予防教育」を強化すること。

## こども青少年局

1. 未曾有の大災害が発生している昨今、災害時への備えが重要となっている。大災害時には保護者が帰宅困難、来園困難となることから、園での留め置きが想定される。そのため、災害時非常食の備蓄更新、食物アレルギー児に提供できるアレルギー除去食を認可外も含む各園に常備するための経費の補助または現物支給を行うこと。
2. 児童虐待児の保護決定プロセスにおいて、被虐待児の現状や背景等は専門性をもって把握し、また支援決定に際しては、専門家等の意見を十分に取り入れ、透明性をはかり、健康福祉局等との局間連携を強化し的確な対応につなげ児童の安全を確保すること。
3. 児童虐待防止に関しては、不適切養育につながるリスクの高い妊産婦や家庭に対して早い時期から重点的に支援を行えるよう、職員の増員など含む予算の拡充と関係機関との連携強化を図ること。特に重篤事件を発生させない取り組みを、関係機関と連携し、怠ることなく実施すること。
4. 「産後うつ」が課題となる中、子育てが孤立化しやすい産後期の産後母子ケア事業については、産後うつの相談件数やケア後の経過等の成果を検証し、更なる拡大に向けて予算拡充を行うこと。
5. 不登校や引きこもりなど困難を抱える子どもや若者の自立支援施策に関して、一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな支援事業となるよう取り組むこと。定期的な専門相談の実施などにより、区役所や教育委員会との連携強化を引き続き図ること。また、一人ひとりのニーズに合ったサポートができるよう窓口機能を充実強化し、適切な機関へつなげること。さらには、民間の支援団体等との連携強化をはかり、より具体的な解決へ向けての支援を行うこと。
6. 地域子育て支援拠点・拠点サテライトは近隣住民に利用が偏る傾向も見られることから、必要な地域への区内複数設置を進めるとともに、交通手段についても工夫を行うこと。
7. 子どもの貧困対策については、調査結果に基づき適切かつ効果的な対策を進めること。その際、学校や保育所・幼稚園や関係機関および地域と連携する仕組みを構築していくこと。

8. 子どもの貧困対策として具体的に取り組んで来た「地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業（子ども食堂等）」や「寄り添い型生活支援事業（生活・学習支援等）」について全区展開できるよう、積極的に支援を行っていくこと。
9. 地域療育センターでの初期相談が二週間以内に行われることに連動して、医師による初診までの親子のケアを行うとともに、1ヶ月以内に医師による初診を受けられるように体制を強化し、保護者の不安軽減に取り組むこと。
10. 児相、一時保護所、こども家庭支援センターなどの質の向上や施設の量的拡充が喫緊の課題となっている。その中、横浜市内にある4つの児相内にある一時保護所は定員を超えて、子どもを一時保護しなければならない状況になっている。今後、個々の児童の状況に応じた支援をより可能にするためにも、人材育成、正規専門職の増員、職員の処遇改善等、職場環境の改善を早急に図ること。
11. 本市独自の認可外保育施設に対するキャリアアップ助成金制度を設けること。
12. 横浜保育室の特性を活かし制度を継続し、どの子にも差別なく、等しく、豊かな処遇を与えることが出来るよう、保育士の基本賃金の引き上げ、届け出済み認可外保育施設の家賃補助、また、届け出済み認可外保育施設で施設長として勤務した年数を認可保育所での施設責任者として認める施設資格経験年数に加えるなど、横浜保育室・無認可保育所を支える制度充実に取り組むこと。
13. 保育士住居手当については、10年目以降も補助が続けられるように制度変更を検討し、長期にわたり横浜での人材確保策となるよう整えること。
14. GIGA スクール構想による1人1台端末が整備された。教育委員会と連携し児童虐待やいじめのSOSを子ども達が自ら発することができるよう、端末を活用しアプリを導入するなど、早期発見・対応に繋げること。
15. 引き続き新型コロナウイルス感染リスクが高い等、強いストレス下で働く保育労働者に対して特別支援金を支給すること。



16. 幼児教育・保育無償化に伴う無償化給付金の関連事務の簡素化など、負担軽減をはかり、教育・保育の質の向上に専念できる体制を整備すること。
17. 無認可保育園については、食糧費の高騰に加え、水道光熱費の値上げも予想される中で、子供の成長にとって必要不可欠な給食が保護者の負担を増額することなく、現行の水準を維持し、提供することができるよう、速やかな予算措置を講じること。
18. 幼児教育・保育の無償化の対象から幼稚園、認定こども園に通う3～5歳児の保育料を原則無料とするものだが、外国人学校やインターナショナルスクールは除外されている。多文化共生による創造的社会的実現を目指す横浜市として、偏見や差別が生まれないように外国人学校やインターナショナルスクールなどを除外することがないように国へ働きかけること。
19. 障害児保育対象児童、特別支援保育対象児童及び要配慮児童への支援について、障害児等加配区分認定において保育現場の意見を尊重し、行政が積極的に関与しながら、1歳6か月児検診・3歳児検診の情報を親の合意に基づき、必要に応じて保育所も共有できる仕組みを整えること。また、加配認定を待たずに、園の判断による要配慮児童支援のための保育士の雇用を可能とするため、要配慮児童支援保育士雇用費制度を創設すること。
20. ヤングケアラー調査に基づき、具体的な支援を検討し、当事者が望む支援体制や集いの場を提供すること。
21. 相談支援体制の強化を図るため、令和5年度末までに、児童相談所における児童福祉司および児童心理司の配置人数については、国の配置基準を満たす人数に達し、かつ、その配置割合（児童福祉司対児童心理士）が2対1となるよう取り組むこと。
22. 裁判所が一時保護の必要性を判断する「司法審査」に対応する業務を適格に進めるため、法律の専門家等の職員体制を確保すること。
23. 一時保護所において、「宿直」であるはずの勤務が、仮眠も満足に取れない事上の「夜勤」状態となっている事態を解消するため、定年延長等も踏まえ職員を増員し、夜勤体制を整えること。

24. 2022年6月に改正児童福祉法が可決され、最長22歳までとなっていた年齢制限が撤廃されたが、現状の児童相談所において仮に22歳以降も支援を継続するケースが生じる場合、受け入れ枠の減少が発生してしまう。職員体制の逼迫から定員まで受け入れることが困難な状況もあるなかで、支援を適切に行うためには職員増員は不可避である。市として社会的養護を行う三春学園に対し職員を増員するとともに、民間施設に対しても財政支援を行い、受け入れ態勢の強化を進めること。
25. 一時保護中の児童の学習権の保障は市が積極的に確保する必要がある。学校に通えずにいる児童の学びの機会と環境の確実な確保のため、PCやタブレット等デジタル機器の活用や、YCAN以外に使用可能な回線の確保など、一時保護所における学習環境の整備を進めること。
26. 中央児童相談所では、一時保護所の児童心理司の会計年度任用職員2名が配置されているが、児童数に比して著しく不足している。一時保護所においても正規職員として児童心理司配置を進めること。
27. 国による保育士の処遇改善月額9,000円の賃金上乘せについては、国の配置基準を前提としており、子どものために国の基準を上回る人員を配置している民間保育園では、9,000円の上乗せが行きわたっていない状況がある。市として不足分の補てんを行い、国に対して職員配置の実態に則した支給を求めること。
29. 各保育園に対し、障がい児や医療的ケアが必要な子どもの受け入れ態勢が十分に整うよう、財政支援を行うこと。
30. 児童家庭支援センターは地域に密着し、児童の福祉に関する相談支援を行う重要な施設であるが、施設長が非常勤勤務になっている施設があり、十分な組織体制がとれていない。児童家庭支援センターの施設長は、施設運営の責任者として、常勤職員として運営要綱等に定めること。

3 1. 子どもたちに関わる支援事業は数多くあるものの、支援対象者が細分化され、支援する局も違う。また、実際に受けいれる財政支援は非常に少なく、各団体（子ども食堂や学習支援、不登校支援など）や地域ボランティアにおいては人的・資金面の課題がある。子どもたちを分類することなく支援する仕組みの構築と将来を担う子どもたちへの投資を積極的に行っていくため更なる財政支援を検討すること。

## 健康福祉局

1. 新型コロナウイルスは未だ変異を繰り返し、感染拡大や収束の先行きが見通せない状況にある。社会機能を維持し、医療崩壊のリスクを軽減するためにも、ワクチン接種及び PCR や抗原検査等の受検体制を強化し、国や県と連携し、動向を見ながら必要な対策を講じること。
2. アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症については、横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、予防のための取り組みや依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発、相談につながるための普及啓発などに取り組むとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援など依存症対策の一層の強化を進めること。
3. 福祉事業所の職員が定着できる職場環境を目指し、人間関係に配慮し、マネジメント機能やスーパービジョン機能を高めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを図り、ハラスメント等のない、誰もが働きやすく、働き続けられるために本市独自の支援・施策を講じること。
4. 「高齢者・住まいの相談センター」ではコンシェルジュを配置し、個々の高齢者の状況に適した入所施設案内をしている。しかし介護老人保健施設への紹介所が殆どないことから、利便性向上や空床有効利用を図るため、相談センターと地域住民の身近な存在である地域ケアプラザを連携させて、地域ケアプラザにも常設の入所相談窓口を設けること。また、上大岡と同等の相談窓口を北部地域にも設置することを検討すること。さらに、窓口の利用が困難なご家族のためにオンラインによる相談体制の整備も進めること。
5. がん検診の受診率向上に引き続き取り組み、全国上位を目指すこと。特に受診率の低い働く世代及び肺がん検診の受診率向上を目指し、引き続き健康増進のための啓発や、受診の重要性を訴えるなどの取り組みを進め、横浜健康 21 の目標達成に努めること。
6. 横浜市の胃がん検診の自己負担金の金額は、X線検診、内視鏡検診のいずれも 3,140 円で他都市と比較しても高額である。受診率向上のため、自己負担金の減額を検討すること。

7. 市民成年後見制度については、市民が中心となり、権利擁護が必要な高齢者・障がい者を支えていくことができるよう市民後見人の育成・大幅な登録者数拡大に向け、より一層の取り組みを進めるとともに、市民後見人のバックアップ体制を整えること。あわせて、法人後見についてはリーフレットの他、動画等を活用し、引き続き制度の普及・啓発に取り組むこと。
8. 障害者施策の策定時には障害のある当事者や家族を責任ある立場で参画させ、意見を反映すること。
9. 肢体不自由や重症心身障害者の特別支援学校卒業後の日中活動の受入れが地域によって厳しい状況が長く続いている。日中活動の支援が足りない地域に必要な支援の場を整備すること。また、バリアフリーの環境整備については、車いすや本人が横になるためのスペースが必要であり、事業所の努力では厳しい状況にあることから環境整備の助成や家賃助成の仕組みを一層手厚くすること。
10. 知的障がい者のがん予防を促進するため、安心して本市の各種がん検診を受診できるよう、環境整備を図ること。また、各人の障害特性により一般市民と同じがん検診の受診が困難な場合は横浜市民病院がんセンター等で受診できるようにすること。
11. 災害対策基本法改正で市町村は要援護者の個別支援計画を作成することが努力義務となったが、本市では一部地域を除き、検討が進んでいない。福祉避難所の場所がわからない、白杖をついてガレキ等々で動きようがないなど不安を抱える要援護者が、誰ひとり取り残されることのないように、早期に個別支援計画作成を検討すること。また、障害者等が参加した防災訓練の実施も含め、災害に備えた取り組みを積極的に推進すること。
12. 生活支援センターが複数課にまたがり、生活支援センターの事業運営に支障をきたす事態が発生している。各事業が有機的かつスムーズに運営できるよう連携を強化すること。

- 1 3. 精神障害者手帳の制度には移動支援の同行者割引が無く、利用したくても経済的負担から福祉サービスを利用できない状況である。パニック発作や幻聴などの症状や、判断能力の低下や長期入院による社会的経験不足による生活障壁等、同行者の必要性が多く存在することから同行者割引の適用を検討すること。
- 1 4. 本市の重度障害者医療費助成制度には精神障害 1 級の入院医療費が適用されていない。知的障害者には適用されていることから格差解消のため対象範囲を拡充すること。
- 1 5. 精神障害者のスポーツの支援について、本市では対応が遅れている。相談窓口の充実や支援者及び団体等のネットワークは重要であることから障害当事者のご意見を伺いながら支援体制の整備を早急に検討すること。
- 1 6. コロナ禍で販売機会が縮減してしまった精神障害者の自主製品・アート作品の販売場所として公共空間を活用したワゴンセールや障害者アート展等の機会を拡大すること。また、精神障害者の芸術文化活動推進の取り組みについても支援体制を強化すること。
- 1 7. 聴覚障害者の市政情報取得格差解消のため、市長会見の際に手話通訳を傍らに配置すること。
- 1 8. ハンディキャブ運行事業の利用対象者は「下肢もしくは体幹障害 1~2 級の者で外出時に車椅子を必要とするもの」となっている。肢体障害で車椅子を利用しない歩行困難者もあり義足利用者や片マヒ等、公共交通機関利用が難しい場合もあることから利用対象者を拡大すること。
- 1 9. 車椅子利用者が使いやすい UD 賃貸住宅推進の取り組みを進めること。
- 2 0. 市内公共駐車場に車椅子利用者が乗降に困難をきたさない利用しやすい駐車スペースを拡充すること。
- 2 1. 高齢化で手話技術の低下が懸念されることから、聴覚障がい者と手話通訳者の前途を進めるため青少年、学生などが関心を持ち、手話通訳養成講習会へ参加を促すような普及・啓発に取り組みこと。

- 2 2. 透析患者の高齢化による合併症の進行及び独居老人などの通院困難者の将来増が予想される。入院可能な透析施設及び透析施設が併設された介護付き入院施設の需要がこれまで以上に増加が見込まれることから施設の新設及び事業者の育成に取り組むこと。
- 2 3. 車椅子利用者・肢体障害者でオストメイトの方も多く、高齢化に伴い重複障害を抱える方は増加傾向にある。引き続き多目的トイレと分散型オストメイトトイレの拡充・整備を進めること。また、既存施設の点検整備を行い、水流の改善や手洗い石鹸の設置等、利用者目線での改善を行うこと。
- 2 4. 操作が簡単な携帯型の対話支援機を聴覚障害者の日常生活用具の支給品目に追加すること。
- 2 5. 障がい児者施設内での虐待をなくすために、引き続き各施設での研修や自主点検などの取り組み状況を把握し、随時チェックしていくこと。過重な勤務状況などが施設内虐待のリスクとなりうるため、適切な休憩時間が確保されているか、サービス残業は行われていないかなど、職員の聞き取りを行うなどして確認し、改善を要する場合は速やかに是正・指導していくこと。
- 2 6. 敬老パスについては、IC化による利用実態及び利用者のニーズを早期に把握し、高齢者の医療費削減効果をデータ分析し、健康増進・社会参加を促す持続可能な事業となるよう検討を進めていくこと。
- 2 7. ひきこもりは、どの年齢層にも、どんな立場の者にもみられるものであり、どの年齢層からでも、実に多様なきっかけでなりうるものあり、近年においても増加傾向にある。刻々と変化する社会情勢の中、本市においても早期に施策展開できるように若者実態調査及び市民生活実態調査等においては調査対象年齢を拡大し、調査分析を進めること。
- 2 8. 在宅介護をされているご家族や介護者の肉体的、精神的負担による介護軽減と、介護者の突然の事故・介護者の病気・ケガ等での在宅療養困難時の支援策を早急に講じること。また、成長過程における大事な時期に家事や家族の介護に負われている子どもたち、いわゆるヤングケアラーは、学業のみならず、健康面への影響も懸念される。ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるための施策を講じること。

29. 介護保険料が改訂され、本市でも増額となった。令和4年度後半からは後期高齢者医療費の2割負担も導入され、高齢者の社会保障の費用負担が増大している。本市として高齢者の負担軽減措置を講じること。
30. 地域において様々な課題を抱えた世帯が増えている。生きづらさを持った市民の支えになるよう「地域包括ケアシステム」の構築を図ること。今後はセンター型支援からアウトリーチ型支援も必要になる点も踏まえ、地域保健福祉行政を担う保健師、精神保健福祉士等の専門職を増員すること。
31. 50才以上の帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成について。帯状疱疹の発生率は50歳以上で増加し、80歳までに3人にひとりが罹患すると言われている。帯状疱疹ワクチンについては高い予防効果が期待できるが費用が高額である。費用助成を行っている地域もあることから国への要望とともに実現まで横浜市独自の接種費用助成を検討すること。
32. HPV（子宮頸がん）ワクチンの接種機会を逃した対象者への3年限定の公費接種については対象者に副反応の内容もふまえた情報を確実に提供できるように広報を強化すること。
33. 大規模災害に備えて、障害者支援体制の強化を行うこと。具体的には、重度の在宅障害者等に対する個別避難計画作成の取り組み推進、障害当事者の参加による地域防災対策の推進、風水害に対する情報支援の充実、災害時における障害者利用施設の役割の整理について取り組むこと。
34. コロナ禍において、障害者の孤立が課題となっている。相談支援体制の強化、地域における障害者理解の促進、障害者の仲間づくりへの支援、障害者の社会参加への支援を一層充実させることで、障害者の孤立防止に取り組むこと。
35. 市民の健康増進とりわけ子どもたちを受動喫煙から守るため、子どもたちが集いやすい公園や子どもの遊び場や駅周辺などにおいて、ポスターやチラシなどによる啓発活動にさらに取り組むとともに、受動喫煙禁止区域化を関係局と連携し進めること。
36. 老人保健施設の利用料の滞納について市としての現状把握、課題の整理を行うこと。



37. 新型コロナウイルス感染による要介護認定申請への影響について、実態調査を行い、状況を把握した上で必要があれば対策を講ずること。
38. 各区で行われている引きこもり相談については、一層の広報に努めること。特に、40歳以上の引きこもり支援については、貧困など生活相談だけでなく、精神疾患などが疑われるケースも多くいるため、今年度新設された引きこもり支援課を中心に医療的な相談ができる体制も構築していくこと。
39. コロナの影響が長引き、保健師の疲労がピークに達している。厚生労働省から2020年6月に「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」の通知が出されたが、その中で、保健所での業務の最大ニーズを想定し、都道府県等が全庁を挙げて体制を整備することが求められている。しかし、2021年度、2022年度の職員配置では、十分な専門職配置の強化が見られなかった。来年度に向け区福祉保健センターを中心に正規職員での保健師の増員を行うこと。
40. コロナにかかわらず、日常的な感染症対策が重要なことから、広く生活衛生・環境対策など、健康危機管理の拠点である衛生研究所に対して、専門職の増員配置や継続的な各種検査機器の更新、日常業務、研修を通じた人材育成など進めること。
41. コロナ禍においてフードバンク活動は行政、企業、団体等の援助を受けて生活困窮者支援として大きな役割を果たしており、継続的な支援が求められる。食品ロス削減とフードバンク活動について、今後も行政内部での理解を深めるとともに、横浜市が主体となり支援体制を構築すること。

## 医療局・病院経営本部

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大の中で明らかになったように、非常時への備えを全て自己負担で賄うのは困難であり、地震などの自然災害時においても確実・適切に病院機能を発揮するため自家発電装置の整備、医薬品等の備蓄など災害時医療の確保に対する支援及び燃料の安定供給のためにガソリンスタンド等の協力営業所の拡充に取り組むこと。
2. 障害者の増加だけではなく、医療的ケア児者、高齢者等の摂食嚥下障害への対応など、歯科保健医療センターに求められている診療ニーズは急増している。新たな歯科保健医療センターの設置を検討すること。
3. 横浜市独自の医療ビッグデータ YoMDB (Yokohama Original Medical Data Base) は横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度、医療扶助のレセプトデータが対象であり、市民全体に占める人口カバー率は約 35%であることから、医療実態をより正確に把握するためにもデータの追加や関係機関との連携、有効に利活用できる人材育成等を強化し、様々な医療政策上の課題解決に向け取り組むこと。
4. 急速に進む高齢化に対応するため、本市に適した ICT を活用した地域医療ネットワークを全市展開で構築できるよう、鶴見区や神奈川区で運用しているサルビアねっとが市民にとって有益なシステムとなるように利用機関・登録者拡充のための取り組みを一層強化すること。
5. 周産期医療体制の充実を図るため、産科病床の整備費等の助成をはじめ医師の増員・確保を進めるための施策をさらに推進すること。
6. 先進的な脳血管疾患の治療を担う、脳卒中・神経脊椎センターの機能を充実させるとともに、地域包括ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟を地域医療構想の先進例として評価し、より一層の充実を図ること。
7. 横浜市では、横浜市病院協会看護専門学校への運営支援等の実施や老朽化対策として緊急度の高い設備の改修等についても、令和 4 年度より 3 か年で着手することを決定しているが、病院協会においては大規模設備の更新等を含めた改修工事等に対応できる十分な財源が確保できていないことから、本市においても施設、設備の維持に対する継続した財政支援を検討すること。

8. 高齢社会の進展に伴い、地域医療構想や地域包括ケアを実現していくためには、医療・介護を支える人材の確保が極めて重要である。看護補助者の採用・定着・育成への取り組みとして福岡県の人材派遣会社を活用した看護補助者確保支援事業や宮城県の医師・看護職員の業務負担軽減のため医療業務補助者の人件費支援等、他都市の事例などを参考にしながら市内にある病院の人材確保に積極的に取り組むこと。
9. 休日急患診療所及び3夜間急病センター補助金の算定方式見直しについて。必要な人員配置を維持していくために人件費を基礎とした補助金の算定見直しと存続可能な支援の継続を検討すること。また、コロナ禍による受診患者数の激減により、夜間急病センター並びに各区休日急患診療所の運営継続が危ぶまれる状況であることから昨年度に引き続き、追加緊急補助金の継続を検討すること。
10. 建築費高騰により、各区休日急患診療所の建替えにおける費用負担が増大している。建築費用相場に応じた建替え補助額の見直しを行うこと。また、休日急患診療所の増築は補助対象外であり、感染症対応のため増築の必要に迫られている診療所もある。増築についても補助対象とするよう検討すること。
11. 災害や新興感染症の発生時に強い横浜の医療体制を構築するために、市内医療機関にオンライン診療を行える環境整備、往診・訪問診療を必要とする患者宅と施設の情報や医療の供給できる医療機関情報のデータベース化、そして医療の需要と供給をデータベース化して一元的に管理し、重症化を防ぐシステムの整備等、医師会と連携し医療体制の強化に取り組むこと。
12. 呼吸器内科がある横浜市立市民病院で、保険診療としての呼吸器リハビリテーションを実施すること。
13. 市内には100を超える透析施設があり、災害時対応として災害拠点病院を中心に周辺クリニックとのグループが11ブロックに分けられている。ブロックにより情報連絡や移動の問題等を取り上げた会議の開催頻度にも差があることから定期的な開催と組織の充実化に取り組むこと。また、「災害発生時に透析患者は、どう動けば良いか」のマニュアルを公表すること。また、広域災害時の他県への集団移動、宿泊先確保などの具体的プランを策定すること。

14. 病床整備は病院医療の健全で秩序ある維持発展に極めて重要であることから、病院協会と意見交換のもとに進めること。
15. 今後も新型コロナウイルス感染症患者の急増により、重傷者や死亡者が増加し、通常医療に支障が生じるなど医療崩壊へ至るリスクが懸念される。重症化病床の確保等、医療提供体制を早急に強化すること。
16. 市立病院は、市民のニーズに基づき公営でなければ対応困難な高度・特殊・先進的医療や不採算部門を補う役割がある。このような役割がある市立病院については、現行の地方公営企業法の全部適用の経営形態を守るとともに、充実・整備を図ること。
17. 医療現場において重要な役割を担う看護職員について、年度当初に欠員が生じることがないようにするとともに、年度途中の欠員についても速やかに補充できる体制を整えること。
18. 長引く新型コロナウイルスへの対応、さらに今後の新たな感染症に備えて、医療体制、特に市民病院の感染症に対応する体制の充実・強化と財政的な支援を行うこと。

## 環境創造局

1. 全市的にスポーツができる公園や施設が不足している。市民の安全を確保したうえで、公共施設の跡地利利用、民間所有の土地や市の下水道用地・調整池の利活用などを含め様々な手法を用いて、スポーツができる公園や施設を積極的に整備すること。併せて、市民が自由に利用できる枠を拡充すること。
2. 集中・ゲリラ豪雨が頻発する状況に鑑み、排水基準に満たない地域や浸水被害の頻発する地域を重点に、雨水幹線や貯留施設の整備を引き続き重点的に進めること。また、普及が進んでいない宅内雨水浸透ますについて、引き続き、イベント時の啓発や様々な広報媒体の活用により、積極的なPRを行い、設置を促進すること。
3. 地産地消・防災・教育・市民農園の紹介など都市農業の持つ多面的機能について、市内小学校や援農隊等の取り組み事例の紹介や、各種イベントを通じて、引き続き積極的に広報活動を行い、都市農業への理解を促進すること。
4. 都市農業の保全と振興のため、横浜ブランドの農畜産物の新たな構築と販売促進を強化し、安定した供給や流通への支援を拡充すること。また、民間のノウハウを活用することにより、売り上げなど、実際の成果を実感できるよう取り組むこと。
5. 市内でも深刻化する農業の後継者・担い手不足を解消するため、農家以外の参入の推進、経営安定化支援、農家後継者の経営継承、経営分離等、自立に向けた支援を、一層進めるとともに、あらゆる手法を用いて農業に関心を持つ市民の農業参加や援農隊の拡大を図ること。あわせて、農福連携を強化すること。
6. 想定される首都直下地震への対策として、老朽化が進む下水道管路の耐震化を引き続き進めること。また、定期点検や工事履歴等の保全データから劣化状況を把握し、重要度や劣化度に応じてリスクの高いものから優先的に長寿命化や更新を実施するストックマネジメントの取組を進めるなど、蓄積したデータを有効に活用すること。

## 資源循環局

1. ごみの不法投棄について、監視装置や警報装置の増設とともに、監視パトロールなど地域と連携した防止対策を強化すること。また、街中に不法投棄されているゴミを早期に撤去できる仕組みを作ること。
2. 新たな喫煙禁止指定地区について、地域住民からの切実な要望を踏まえ、積極的に拡大を推進するとともに、指定地区に於ける分煙を徹底するため、喫煙環境の整備も行うこと。また、歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て等について、パトロールなどによる啓発を強化すること。
3. 『循環型社会形成推進交付金制度』について、引き続き予算拡充と活用範囲の拡大を国等関係機関へ積極的に要望すること。また、市民サービスの向上と街の美化対策充実に向け、地域対策車・狭路車の増強を進めること。
4. ゴミの排出状況は、季節によっても異なるため、地域の声を聞いて収集回数等を検討すること。
5. 3R 夢（スリム）プランの推進について、発生抑制をはじめとしたゴミの減量化対策を更に進めること。特に、重要な課題である『食品ロス削減』は、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、引き続きオンラインイベントや動画や SNS 等での啓発に引き続き取り組むなど、市民・事業者の皆様の行動変容につながる取り組みを進めること。
6. 家庭内に埋蔵されている不要となった水銀添加廃製品について、適正処理を行う必要があるため、引き続き集中的な回収・処理に努めるとともに、水俣条約や水銀に関する市民への啓発を行うこと。
7. 現在リースしているごみ収集車を順次購入に切り替え、購入車両の割合を増やすこと。あわせて、将来的な予算の平準化を行いつつ、FCV ごみ収集車や EV ごみ収集車や LPG 収集車を導入し、環境改善を図ること。
8. 家電リサイクル法のリサイクル料金について、料金引き下げや前払い制導入を図りつつ対象品目の拡大について、引き続き国への働きかけを行うとともに、既存の粗大ごみ回収システム等を参考に、安心して安全なリサイクルルートとして市が関与した申告制度を確立すること。

9. ふれあい収集や持ち出し収集、いわゆるごみ屋敷対策について、命とくらしを守るという観点から福祉施策との連携を強化し、研修等を通じて職員の育成を行うとともに、早期解消に努めること。
10. 地球温暖化対策、温室効果ガス排出量削減の観点から、プラスチック類・合成繊維のごみ削減やリサイクルの強化を図ること。なかでもプラスチックについて、『よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム』に沿った排出抑制や分別徹底に引き続き取り組むとともに、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するため、対応を早急に進めること。
11. 外食事業者から発生する食品ロスを削減するため、「食べきり協力店」事業のみならず、新たな取り組みを進めること。また、身近な地域で食品を持ち込んだり受け取ったりできる機会としてフードロス削減にも有効なフードバンクやフードドライブなどが、長引くコロナ禍のなかで中止・縮小になっているため、関係各所と連携して機会増大に努めるとともに、インターネットやSNS等を通じての認知度向上を図ること。
12. 焼却工場の建て替えにあたっては、焼却およびCO<sub>2</sub>回収技術によるCO<sub>2</sub>削減に留まることなく、炭化等の新たな技術の導入も検討すること。
13. 近年、日本各地で想定を遥かに上回る災害が発生していることを鑑み、民間企業等とも連携し、災害がれきや廃棄物の受け入れ、仮置き場、処理に関わる協定を率先して進めるなど、大規模災害への備えを進めること。
14. プラスチック資源循環促進法の施行を受け、プラスチックの回収量が急増し、処理能力不足が懸念される。回収・処理事業者とも十分協議したうえで本市としての方向性を決定するとともに、必要な支援を行うこと。
15. 『ゴミと資源物の分け方・出し方』パンフレットなどの配布物、分別アプリ、LINEなどを活用するとともに、不適切に排出されたゴミなどが散乱している集積場所の改善等も行い、適切なゴミの出し方について引き続き啓発すること。
16. 特別管理産業廃棄物やアスベスト廃棄物、PCB廃棄物も含めた有害廃棄物については、適正処理が図られるよう指導・監督を強化するとともに、「電子マニフェスト」のより一層の普及促進を図ること。

17. 改正容器包装リサイクル法に関わり、引き続きマイバッグの普及を進めつつ、レジ袋のバイオマス化をより推進するよう関係機関に働きかけること。
  
18. 家電リサイクル法の推進や不法投棄防止の観点から、リサイクル料金の「引き下げ」や、「前払い制」の導入を図りつつ、小売店や不用品回収業者の再生フローの監視体制等のガイドライン策定等について、関係機関に働きかけること。



## 建築局

1. 狭あい道路拡幅整備事業に於いては、住民の理解を得ながら、各区の土木事務所における道路改良事業等と連携を図り、既存認定されている路線の早期整備を進めること。
2. 横浜市耐震改修促進計画において耐震化の対象となった 14 万戸の物件のうち、引き続きオーナーと連絡がとれていない 3.1 万戸について、ダイレクトメールや個別周知啓発を加速継続すると共に、固定資産税台帳等の税情報を活用し所有者に対する働きかけを強化し、制度の利用促進を図ること。
3. 所謂放置され、一部倒壊の危険性がある管理不全空き家対策については、区局連携を一層強化し、特に特定認定空き家については、「横浜市空き家等に係る適切な管理、設置等に関する条例」の趣旨にのっとり、関係部局が積極的かつ主体性をもって取り組みを実施する事。また協定を結んだ専門家団体、民間企業 NPO 法人等と引き続き連携を強化し、空き家等対策の推進に関する特別措置法に準じた助言・指導を進めていくこと
4. 19 万戸ある空き家や未利用地の活用については、活用可能な空き家を選定し、現状行われているマッチング制度で募集要件としている「地域貢献に資する団体」以外にも幅を広げ、一般へとより多く門戸を開く必要がある。そのため、税情報等の活用も視野に入れ、空き家所有者へのアプローチ強化を図り、利用者増加に向けたより一層の制度強化を図ること。
5. 郊外部の再生については、地域住民、企業、大学、NPO 等との連携によるエリアマネジメント等の公民連携の手法により、地域課題の解決につながる取組や、その持続可能な仕組みづくりを引き続き行うと共に、鉄道事業者や UR 都市機構と共に連携し、高度成長期に建設された団地群の建て替え・リノベーションに向け、マスタープランの作成を早期に行うこと。
6. 土砂災害警戒区域内にある危険度の高い崖地については「防災対策工事助成制度」や「減災対策工事助成金制度」の周知・利用を促し、民有地の所有者に対する働きかけを強化し、危険箇所の改善を図るよう、引き続き積極的に求めること。特に「即時避難指示対象区域」においては、その危険度にあわせて助成制度の拡充等を行い、早急の改善を行うよう施策を進めること。また簡易的な工法も含め、危険除去のための早急な対応をおこなうこと。

7. 第1種低層住居専用地域における容積率の緩和および敷地面積の最低限度の緩和については、令和5年度より用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方が示され、制度の運用が始まるので、着実な運用に務めること。
8. 近年頻発するゲリラ豪雨や、線状降水帯、さらには大型台風などにより、予想を超える水量や風が発生し、都市基盤インフラや、住宅を損壊させる事例が発生している。このため、災害時における迅速な復旧を可能にするため、損壊の危険性がある道路やそれを塞ぐ可能性のある倒壊危険樹木などを把握し、日常より適切に管理する事に努め、災害を未然に防ぐ対策を万全に施すこと。災害時の民間所有の建物等の復旧について、復旧コーディネータ（仮称）の創設や関係団体との協定についても検討を進めること。
9. 現状の集合住宅や戸建て住宅の建設戸数によるごみ集積場所基準では、既存のごみ集積場所への負担が大きくなり、地域の問題となっている。したがって10世帯以下の集合住宅または10戸以下の戸建て住宅が複数棟建築される際には、敷地内にごみ集積場所を必置するよう建設会社等と事前協議の上、徹底させること。あわせて、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の改定を進めること。
10. 市営住宅については、戦後の建築時期と比べ社会構造や市内の人口動態も大きく変化していることを鑑み、必要な際は建て替え及び長寿命化工事等を通して、リノベーション等を積極的に進めること。また将来の市民生活をささえるため、高齢者施設や子育て施設など、様々な施設の複合化を進めること。
11. 横浜市発注における公共工事では、設計段階より人工ごとの設計単価が決められ、それをもとにして受注者が想定する工事原価によって落札されている。しかしながら、重層下請け構造、俗にいう多重請負により設計単価より低い金額で働く労働者も多く、この様な事が我が国の労働生産性を著しく低くしている一因とも考えられる。このため、発注時の単価と実質賃金の実態調査を行い、建設技能労働者の賃金及び労働条件の改善を進めること。

- 1 2. 単年度予算の影響により、本市発注の公共工事において年度初めより設計・契約・発注等の一連のプロセスを経て施工を行うと、どうしても竣工時期が年度末に集中し、2～3月の繁忙期と4～6月の閑散期が毎年繰り返されている。これは受注者である施工会社においても、人員の有効な活用を阻害するだけでなく、下請け労働者、所謂「一人親方」などでは仕事がなくなる時期に相当する。これを防止するため、発注・施工時期の平準化に取り組み、建築業界の働き方改革を進めること。
  
- 1 3. 道路拡幅にあたって、横浜市は歩道縁石後退の義務付けがないため、車道の拡幅に至らないケースが発生している。建築局と連携のうえ、防災まちづくりにおいて、歩行者の安全確保と、緊急・福祉車両の走行確保の両面を満たす観点から、道路交通法において、歩道がある場合は、車両は車道を走行しなければならないと定めのあるなか、狭あい道路拡幅の際には、歩道縁石後退が確実に行われるよう取り組みを進めること。

## 都市整備局

1. 東日本大震災の教訓をふまえ、木造構造物密集地域における火災抑制のため、不燃化促進事業については引き続き推進すること。建築物不燃化推進事業補助においては、狭あい道路拡幅整備事業補助金とも併用が可能であるため、関係各所と協力して周知徹底に努め、確実な取り組みを進めること。
2. 「モビリティマネジメント」の推進については、需要者側である地域の住民、学校、企業、観光客等の公共交通の利用促進の取組を支援することが重要である。面として交通機関を捉え、多様な手段を利用することにより、既存利用客の回遊性を高めたり、横浜の新たな観光コンテンツの発掘にも寄与すると考えられる。既存携帯アプリなどとの差別化を図るために、「横浜ベイシティマップ」等も活用し、歩きやすい・歩きたくなる道の歩行者導線も地図に落とし込むなど、引き続きモビリティマネジメントに必要な施策を推進すること。
3. 鉄道駅の安全性の確保については、今年度より国の補助がなくなり、整備費が利用料金に上乗せされる可能性が指摘されているが、利用者の安心・安全を確保するため、補助対象駅以外についても設置が拡大していくよう、補助金の復活を国に強く働きかけること。鉄道駅の混雑緩和については、見える化や時差通勤の推奨など、鉄道事業者と協力して取り組みをすすめてゆくこと。
4. 河川管理者である神奈川県と連携し、横浜駅周辺や大岡川など内港地区に接続する流域での水辺空間を利用した賑わいづくり、街づくりをより一層推進すること。特に大岡川から中村川にかけての水上交通や、旧日本郵船海岸通倉庫の隣接水域を含めた利活用については、今後の港横浜の観光施策にも密接に関わってくるため、関係各局と連携し、着実に進めること。
5. 横浜市高速鉄道4号線（グリーンライン）沿線の魅力ある街づくりを引き続き進めること。中山駅南口地区の市街地再開発事業では、事業計画の早期策定に向け、必要な措置を講ずること。東山田駅周辺地区においては、組合施工になる事が推察されるため、地元の合意形成を進めるよう支援強化を行うこと。

6. 横浜駅東口に隣接する新都市センタービル 1 階の路線バスターミナルは、施設の老朽化に加え、B レーンのエレベーター不在など、高齢者や障がいのある方々、またベビーカー利用者への利便性が不足している。継続的に横浜駅東口各事業者との話し合いを進め、より安全で便利な横浜駅東口バスターミナルとすること。
7. 横浜駅東口のポルタ地下街入口付近には、エレベーターが 1 基しか設置されておらず、混雑が常態化している。なかでもベビーカーや車いす等を利用する市民に不便を強いているため、エレベーターを最低でも 1 基増設するよう引き続き関係各所に働きかけをすること。
8. JR 横浜駅においては、車椅子やベビーカーの利用者などエレベーター利用者の移動もよりスムーズになるよう、駅構内及び駅周辺の全てのエレベーターの配置図を多く設置したり、駅周辺に設置しているエレベーターを増設し『エレベーター経由のりば案内』を掲示するなど、誰もが利用しやすい横浜駅とすること。
9. 東横線跡地については、みなとみらい 21 地区と高島・戸部エリアの回遊性向上を図るうえで非常に重要な公共空間であり、横浜独自の建築遺産となりえる構造物である。上部空間の整備については、国の制度変更を生かしながら、新たな公共空間の活用視点を取り入れ検討を進めること。高架下空間においても、アメリカ、ロスアンゼルスにおけるアート・ディストリクトの様な活用方法も十分考えられる。このため、関係各局と連携し、幅広い活用方法を検討するとともに、再整備にむけての取り組みを確実に行うこと。また歩道の拡幅や自転車専用通行帯の整備などの可能性も検討し、必要な措置を講ずること。
10. みなとみらい地区を中心とした大型商業集積地域から、都心臨海部周辺への回遊性と経済波及効果を高めるため、既存公共交通だけではなく、MICE 施設から繁華街へ向けた専用シャトルバスや、電動キックボード、水上交通なども含めた多様なモビリティの構築に向け、関係各所に積極的に働きかけ、整備を進めること。

- 1 1. 道路空間を街の活性化に活用するため、歩行者利便増進道路制度の利用を積極的に進めること。特に制度の趣旨である、活性化と将来の道路整備財源確保を両立させるために、商店街区域が連続している地域などにおいては、積極的に社会実験を行い、有効性が確認された路線においては、歩道の拡幅等も視野に入れた整備計画を早期に策定し、実現に向け整備を進めること。
- 1 2. 横浜駅からみなとみらいと山下公園を經由し、元町地区などの都心臨海部を、徒歩で移動しやすい歩行空間整備を行い、国土交通省が提唱しているウォーカブル推進都市に実現に向けて取り組むこと。
- 1 3. 京浜・都心臨海部の「現状と課題」を認識・分析したうえで、マスタープランの必要な見直しを行うこと。

## 道路局

1. 本市における都市計画道路整備については、環状線においては整備が完了している路線もあるが、放射線においては整備率が著しく低い路線も存在する。災害時における緊急輸送路の確保、生活道路やバス通りの安全確保、混雑緩和を進めるためにも、主要幹線道路網の整備を引き続き進めること。
2. 本市が定めた自転車活用推進計画に基づき、郊外部においては住民が生活しやすい自転車通行空間の整備を行い、都心臨海部においては観光施策としても、横浜を身近に感じてもらえる通行空間の整備を促進し、自転車と歩行者、自動車等全体の安全を図りながら、自転車を横浜らしい街づくりに生かす為の取り組みに勤めること。あわせて、自転車専用レーンを駐停車禁止とするよう、県警及び国と協議すること。
3. 人身事故の半数以上が交差点で発生するなど、事故を回避するため危険度の高い交差点における注意喚起やカラー化等の対策が、人命を守るため急務となっている。海外などの事例も取り入れ、道路設計をする際にスピードが出ないようにすることを考慮に入れるなど、ハード・ソフト両面での対策を県警等と連携し、発生抑止に務めること。
4. スクールゾーンにおける安全確保は、次世代に対する我々の責任として必ず行われなければならない課題である。いまだ全国で児童の列に自動車が入り込むなど、悲惨な事故が後を絶たない中、本市においても昭和47年より通学路の安全対策を行っているが、いまだ整備中の箇所も多く課題も山積している。整備率を高めることも急務であり、すぐにでも出来る対策から順次実行してゆくなど、児童生徒の安全確保を第一に、局を超えての柔軟な対策も早急に実施してゆくこと。
5. 平成28年、無電中化法が定められ、電線類を地中に埋設することは国策としても進められている。緊急輸送路では大災害発生時におけるライフライン確保として、また外国人をはじめとした観光需要が再び増加することを想定し、良好な景観を形成していく必要もある。新規電柱を増やさないなど、設計段階から積極的に民間事業者とも協議し、施策実現のための財政措置を取ること。

6. 本市における高齢化率は平均して 25%程度であるが、郊外部において 50%を超える地域も存在している。これからも上昇する高齢者市民の移動手段を確保することは、これまでの都市計画を行ってきた本市の責務であると考えらる。コミュニティーバスや乗り合いタクシーの充実も必要であり、また国土交通省の提言する、地域と共生するスモールモビリティ導入などの、新しい発想に立脚した施策の検討も行い、高齢社会における地域交通の在り方について、計画の策定及び実施に必要な措置をとること。
7. 横浜市生活交通バス維持路線支援制度については、住民福祉的観点から、必要なバス路線の全市的見直しも検討すること。そのうえで、公共交通維持が困難な路線については、地域交通やスマートモビリティ等を含む、移動手段の確保をおこない、少子高齢社会に対応しうる持続可能な移動サービスの実現を図ること。
8. 横浜市自転車等の放置に関する条例第 3 条に基づき自転車駐輪場の設置と適切な駐車方法の指導啓発を引き続き行い、必要であれば自転車等放置禁止区域の指定も再度見直すこと。また海外などの先駆事例を参考にし、自転車利用を交通システム全体の中に組み込むなど、問題の根本的解決に向け、関係各所と連携を取りながら基本計画をとりまとめ、施策の実現に向けて取り組むこと。
9. 市内域内は、国、県、市がそれぞれ管理する河川が混在している。多大な費用のかかる市域内の河川を一体的に管理できるよう、権限と財源の一体に向けて、引き続き、関係部局と連携を図り、国・県に対して働きかけを粘り強く行うこと。
10. 高齢化と人口減少が進むなか、バリアフリーに対応した街づくりの需要は一層高まると予想される。このため、既存の基本構想を想定している地区だけでなく、新規地区の策定と、策定済み地区の見直しも引き続き行い、社会情勢と人口動態の変化に柔軟に対応した取り組みを行うこと。



- 1 1. 近年頻発するゲリラ豪雨や、線状降水帯、さらには大型台風などにより、予想を超える水量や風が発生し、都市基盤インフラや、住宅を損壊させる事例が発生している。このため溢水の危険のある河川等への対策をより徹底して行い、堤防等の崩壊危険個所の把握などに努め、災害を未然に防ぐ対策に万全を施すこと。
  
- 1 2. 県警を含めた関係機関とよく情報を共有し、市内全域において自転車専用レーンを設置するなど安全確保策を徹底すること。また、保育所や区役所、病院など子育て関連機関につながる道路・区域においては自転車走行可能な歩道の整備を含めこども青少年局などと連携して対策を講じること。

## 港湾局

1. 「CONPAS」を本格運用し課題の整理及び改善を行い、他のバースへの展開を早期に実現すること。
2. 水辺空間の賑わい創出のため、臨港パーク、象の鼻パーク、シンボルタワー、海づり公園、スカイウォーク等について、積極的な活用を推進し、レクリエーション、イベント、近隣施設との連携を一層充実させ、市民への積極的な開放と利用が進むように官民協働で引き続き取り組むこと。
3. ビジターバースの利用形態や経済効果をふまえた上で、柔軟な利用料金の設定を検討すること。
4. 市役所下（大岡川沿い）および横浜港ポートパーク内の水辺空間ならびに歩行空間を活用した飲食機能など、新たな観光の目玉や街の賑わいを創出するための規制緩和を進めていくこと。
5. LNG バンカリング（燃料供給）拠点の運用にあたって、陸上電源供給設備が重要であることから、引き続き予算の確保を行っていくこと。あわせて、既存の港湾設備の電化やアンモニア等次世代エネルギー拠点実現に向け検討・計画の具現化を図ること。
6. 豊かな海づくり事業における藻場浅場形成は、港町横浜の魅力向上ならびに環境対策等にも寄与する重要な事業である。引き続き横浜における海域で取り組みを進めていくこと。
7. 「みなとみらい臨港パーク先端部等の整備」にあたっては、基本計画における新たな交流が楽しめる施設として市民意見を尊重し常設ビーチバレーコートを整備を進めていくこと。

## 消防局

1. 横浜消防ヘリの避難場所については、横浜市内、神奈川県内での避難場所を早期に確保すること。
2. 多様な人材が消防団員として活躍し、定着できるよう、引き続き現場の声を聞き、処遇と活動環境の改善に努めること。また団員の充足率を前年よりさらに高めること。
3. 消防団が使用する各種資機材については、適正に整備・更新すること。また、団員の身体的負担軽減のため、電動昇降機等の整備をより一層加速させること。
4. 消防小屋については、災害時における消防無線以外の情報収集環境整備を行うこと。
5. 消防職員の労働環境整備として、寝室の個室化の具体的計画を策定し、進めていくこと。
6. 全出張所にて、仮眠室や浴室、トイレなど、女性消防職員の勤務環境改善を一層進めていくこと。
7. 災害発生時は、中・高校生、大学生など日中に地域で活動可能な若い力が必要なことから、引き続き、中学・高校・大学等と連携し、消防施設での防災教育や防災訓練を積極的に推進すること。
8. 「おでかけ防災教室」については、新型コロナウイルス感染状況を見ながら、リアル展開し防災意識の醸成に努めること。
9. 消防職員数の安定確保および流出防止の観点からも、特殊勤務手当については、趣旨に照らし適性を判断し、さらに、周辺他都市の水準を鑑み、条例化も視野に検討し適切に支給すること。
10. 横浜市民防災センターの活用をより一層はかること。また、起震車を各地域防災拠点における防災訓練時に積極的に配車を行うこと。

- 1 1. 本市の消防職員については、国の「消防力の整備指針」に基づいた充足率 100%を目指すこと。
- 1 2. 救急件数の増加に備えた対策とともに、救急隊員の労務負担の軽減を図るためにも横浜市内 18 消防署すべてに第 2 救急隊と日勤救急隊を配備すること。

## 水道局

1. 水道料金の徴収については、新型コロナウイルスの家計、市内事業者の経済活動に与える影響を充分把握し、必要に応じて各契約者に対して、延納可能な期間を4か月と限定することなく引き続きさらなる必要な対応を可能な限り行うこと。状況によっては延納だけでなく減免、免除も検討すること。
2. 本市における水道技術・技能の着実な継承と更なる向上に向け、業務実態を精査したうえで、既存の技術・技能継承制度の有効活用を図るとともに、水道技術職員の採用を継続的かつ積極的に引き続き進めていくこと。なお、採用にあたっては、男女共同参画の観点からも男女問わず働きやすい環境整備を推進し女性職員の確保に努めるとともに、入局辞退者の減少に向けた方策を講じること。
3. 成績優良事業者の育成および災害時協力協定締結事業者の意欲・意識の向上を図るため、インセンティブ発注を引き続き適正に行うこと。
4. 高度経済成長期に集中的に整備した管路や施設の更新は、水道の安定的な供給や大規模地震時などの災害対策の観点からも着実に進めること。また上記更新や耐震化は、今後進めるであろう大規模な施設再整備事業も含めて、常に長期的かつ複合的な視点でコストとベネフィットとのバランスを十分図って進めていくこと。
5. 市民が集まる震災時避難場所などへ、応急給水するための災害時給水所・給水設備の整備は計画に従って着実かつ迅速に進めること。また災害給水所や災害拠点病院等の応急給水施設・装置等の適切な保守管理を民間事業者と協力して引き続き行っていくこと。
6. 西谷浄水場の再整備のため閉館している横浜水道記念会館は、自分が普段飲んでいる「水」がどのように発展してきたのか横浜水道の歴史を知り、理解を深めるための重要な施設である。再開をするためにも代替地での再開や、新しい運営体制の構築も含め、検討を進めること。

7. 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組、気候変動への適応、地球温暖化対策の推進など、森林を取り巻く環境は大きく変化している。しかし、こうした変化に対応していくためには、今まで以上に多様な連携で森づくりの強化を図り、一層の市民の理解を深めるためにも、水源地保全の機運を高めること。
  
8. 水道局でも親の介護が理由でやむを得ず離職する職員が増えてきている。親の介護の問題を抱えている職員は職場の中心で働いているベテランの職員が多く、そのような職員を失うことは局にとっても大きな損失である。今後の超高齢社会を見据え、介護に関する制度の更なる改善、充実を図ること。

## 交通局

1. コロナ禍にあってもバス路線は、地域のニーズを十分把握し、感染症拡大に伴う収益減を直接の理由として、減便や統廃合などの手段を安易に用いず、維持していくこと。
2. 定時制運行を確保・遵守していくためにも、バスターミナル及びバス停付近の違法駐車取締りを、必要に応じて引き続き警察に要請していくこと。同時に、近年自転車利用者の増加が見られる地域の路線運行にあたっては、まずは安全第一であり定時運行を目指すことが乗務員の負担増や結果として安全の軽視とならないよう交通局内での意識共有を図ること。また警察当局の協力を得ながら、違法駐車対策の強化を図ること。
3. 停車中のバスの死角における横断者保護について、引き続きハード・ソフト対策を進め、より一層バス停の乗降客および横断歩道等の歩行者の安全確保に努めること。
4. 市営地下鉄内に設置されているトイレの老朽更新・改修、清掃活動の強化に伴う衛生管理を一層継続的に進め、快適かつ衛生的な駅施設となるよう計画に沿った取り組みをさらに力強く進めていくこと。
5. 中断している市営地下鉄駅の空調設備未整備駅の空調設備の新設整備を、経営状況を踏まえつつ再開していくこと。
6. 駅係員や乗務員などへの暴力・暴言・迷惑行為等に対し、本年度も引き続き、警察による巡回強化などの協力を得ながら、ポスターやデジタル案内板、監視カメラ等を活用した警戒・啓発運動を進めていくこと。
7. 市内交通の大きな柱として、市民生活を日夜懸命に支えている市営交通の魅力向上および雇用確保策として賃金アップを含む処遇改善を継続して取り組んでいくこと。あわせて、男女共同参画の観点からも、男女が安心して育児・子育て、介護・介助等を行いながら働き続けられる労働条件の構築と職場環境改善、働き方の改善等について、引き続き強く進めていくこと。

8. 横浜市高速鉄道3号線のあざみ野-新百合ヶ丘延伸については、2030年度の延伸開業に向け、事業に係る必要な事務手続きを経て早急に用地の取得に着手すること。
9. 地下鉄施設には、大規模地震等の災害を想定し、市民・お客様・職員等人の命を守れるシェルター型避難場所を拡充していくこと。また上永谷・戸塚駅の大規模改良工事の機会もとらえ、耐震・防災機能強化を図っていくこと。
10. 2027年開催予定の「国際園芸博覧会」への周辺鉄道駅からの輸送については、公共交通を基本とし、事業者と調整を進めること。また環境に配慮した車両の導入を検討すること。
11. 脱炭素社会実現に向けた取り組みの一つとして、交通局では、環境対策及び災害時の非常用の電源となる燃料電池バス（FCバス）を2019年に1車両導入し、2022年12月に2車両の導入を予定している。今後もFCバス導入の更なる推進・補助の継続と、水素ステーションの普及拡大に向けた環境整備を推進すること。
12. 街づくり、沿線価値の向上につながるグリーンラインの6両化計画を着実に進めていくこと。
13. 大規模改良工事を予定している上永谷駅や戸塚駅の工事の際には、市民・お客様の安全確保を考慮し、駅施設が災害時等に対応できる避難場所（シェルター）となるよう、東京都などの進め方も参考に改修・改良・改善を図ること。
14. Zero Carbon Yokohamaの推進の一環として、川崎市とJR東日本との連携により実施されている水素をエネルギー源としたハイブリット鉄道車両の実証実験を参考に横浜市営地下鉄においても検討を行うこと。



## 教育委員会事務局

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策物品の現物支給や必要な予算措置に関しては、現場のニーズに柔軟に応じた内容とすること。
2. 横浜市教員採用試験においては、臨時的任用職員等、現場教育に携わっている者に対する試験が過重負担となっている。必要資料を携帯し試験に臨めるようにするなど試験課題を再考し、横浜市中で継続して活躍できる教員を増やすよう努めること。
3. 部活動指導員の更なる拡充と学校現場の希望に沿った配置をすすめるとともに、地域移行についての検討を始めること。
4. オンライン授業に関しては、学校・家庭の環境整備を進めると共に、ICT支援員を拡充するなどし、ハード・ソフトの両面を充実させること。また、ICT支援員の確実な確保と、年度末や年度初めの訪問回数を増やすなど学校現場の実情に合わせた訪問支援を行うこと。
5. ICT端末の活用においては、児童生徒のいじめ等にもつながる危険性があるため、パスワード等のセキュリティー管理は生体認証方式の導入も検討するなど、対策を徹底すること。
6. 学校のエアコンについて、定期メンテナンス等運用面の予算措置をはかること。
7. 特別支援教育の推進、不登校対策の充実のため、特別支援コーディネーターの専任化を目指すとともに、特別支援教育非常勤の全校配置と配置時間の拡充を図ること。
8. 校務システムと庶務事務システム、教材共有システムのデータを一元管理・共有できるシステム構築を図ること。
9. 他都市に比べて本市は、肢体不自由特別支援学校における、看護師の配置が著しく少ない。医療的ケア児につき、待機保護者の付き添い解消に向けて取り組むこと。具体的には居宅以外への訪問看護師の訪問などが認められるよう取り組み、保護者の負担を軽減すること。

10. 「35 人以下学級」実現に向け、教職員・教室等環境確保を見通しを持って行うこと。また横浜市としての少人数学級の実現に向けた予算措置を行うこと。
11. 本市における教職員の働き方改革をより一層進め、教職員が健康に本来業務に取り組めるようにするとともに、教職員数 50 人以下の学校についても、産業医による職場巡視を全校で最低 1 年に 1 回を目途に行い、学校現場の労働安全衛生環境の確保をすること。
12. スクールサポート事業に関しては、学校での需要が多いことを踏まえ、確実に実態に合わせた配置ができるよう予算と人材の確保に努めること。
13. 市立学校体育館と格技場への空調設備の設置調査・検討の際は、防災拠点の学校を優先するなど早期に空調設備が設置されるよう、予算措置を行うこと。
14. 「学校閉庁日」「定時退勤日」「適切な配慮」が実効あるものとなるよう、IC カードによる出退勤打刻を確実にを行うなど、業務マネジメントを行うこと。
15. 外国より市内小中学校に入学する児童生徒向けプレクラスは、地域性や外国籍の児童生徒の状況を踏まえ、教室拡大に努めること。
16. 「小中一貫型カウンセラー」の一層の充実を図るとともに、相談者の悩みの解決、保護者の相談に応じる時間の確保などのために、カウンセラーの勤務時間については就業時間をずらすなどの弾力的な運用を行うこと。
17. 完全閉庁日実施が進捗していない中学校での完全閉庁日実施を推進すること。また、部活動の休養日との兼ね合いもあることから、閉庁日と休養日が機能するよう、取り組むこと。
18. 武道の学習については環境の整備と講師の派遣や研修などの、指導面の安全確保を図ること。

19. 特別支援学校については、同性介助、障害の種別・重度別の対応などきめ細かい児童生徒の育ちを守る態勢を整えるため、教職員の加配を行うとともに、臨時任用を含めた教職員の異動については児童生徒の安心ある教育環境の維持のため格別の配慮に努めるなど、現場の実情に即した教職員の配置を行うこと。
20. 特別支援学校卒業生への就労支援については、就労支援センターと連携し、今後も様々な工夫を行い就労率の向上に取り組むこと。
21. 副校長と事務職員との業務の明確化をはかったり、管理職手当の増額の検討など、管理職の職務職責に見合った待遇改善を行うこと。
22. 学校統廃合に伴って利活用されていない校地・校舎、学校予定地の活用については、活用案を地域の声を聞きながら、複合化も含めて地域に資する提案をすること。
23. 「いじめ防止対策推進法」の精神に則り、改定された「横浜市いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものに高めること。いじめの早期発見・対応、各教育事務所との連携を密にはかること。また、各学校教育事務所のいじめ事案への対応力を高める研修を行い、学校・保護者ならびに児童・生徒に寄り添った解決が行えるようにしていくこと。
24. 学校現場において、人権教育や性の教育を進める中で、発達段階に応じて、性的マイノリティについて児童・生徒が学ぶ機会を作ること。そのためにも、教職員の理解を深めるための資料の作成及び研修を行うと共に、相談体制の確立や環境整備を行うこと。
25. 教科書採択については、地域により環境の異なる児童・生徒にとってより適した教科書を選択することを優先すること。また現場教職員に教科書採択に対する意見表明権を付与することにより、教科書、教材選択に対する意識を高めること。
26. インクルーシブ教育の推進に向けて、「可能な限り同じ場で教育を受けられるように」人的配置、環境整備、教育内容の充実を図ること。

27. 外国語指導の充実に向け、英語科免許所有者、英語検定資格所持者、養成研修受講者等による専科制の導入を検討するだけでなく、中学校英語教員の派遣や民間ボランティアの活用など多様な人材の活用を検討すること。
28. 学校保健統計調査によると、令和元年度の横浜市のぜん息児童（小学生）は全国平均の2.3倍、ぜん息生徒（中学生）は全国の1.8倍、高校生は2.2倍となっている。小児喘息児童・生徒の安心ある学習・発育機会の確保につなげるため、喘息児童・生徒の実態把握を行い、全国平均を上回っている原因を解明し改善策を施すこと。
29. みなとみらい本町小学校の児童数は今後も増加することが見込まれており、暫定期間10年後の2027年に本町小へ再統合することは物理的に困難であるため、地域住民はじめ地域関係機関及び関係区局と密に連携し、みなとみらい本町小学校の恒久化を早期に決断すること。
30. 横浜市の文化財を局横断的に評価し、保存する仕組み、体制をつくること。そのために、市内の専門家（横浜マイスター等）の知見を活かすこと。
31. 学校における保守・修繕等、各種契約の不適切な事務処理を防ぐために、建築局と連携を図り、登録事業者等、発注ルールの周知を徹底すること。また、教育委員会による一括契約などに取り組めるよう、財政局との役割の見直しをすること。
32. 医療的ケアを必要とする児童および排泄等の支援を必要とする個別級児童に対する十分な寄り添いを可能にするため、特別支援教育支援員に支払われている1時間あたり500円の謝金を最低賃金額にまで引き上げ、支援の向上と人材のさらなる確保を進めること。
33. 小学校等の給食室（調理室）について、猛暑などの影響で室内温度が高温となり、調理員さんが苛酷な状況にある。建て替えに合わせて、低輻射釜とエアコンの導入を進めたり、一部学校ではドライ化に合わせて低輻射釜の導入が予定されているが、全校完了までは長い時間を要する。ハード整備での迅速な対応が可能になるよう、検討と予算化を行うとともに、低輻射釜とエアコン以外で迅速に対応が可能になる方策を講じること。

34. 医療的ケア児の支援については、看護師等必要な人材の確保を進めること。
35. 教員採用候補者選考受験者増加に向けて、初任給の増額等の勤務条件の向上を図ること。
36. 外国籍教諭の「期限を付さない常勤講師」制度を廃止し、「教諭」として採用すること。
37. 子どもたちの心のケアや保護者が相談できる体制を充実させるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。とくに、虐待やヤングケアラーへの対応の必要性が高まっていることから、スクールソーシャルワーカーの大幅な増員を進めること。
38. スクールソーシャルワーカーは、そのほとんどが会計年度任用制度による雇用となっており、継続して勤務できるかどうかの不安や、学校側との円滑な業務に課題が生じていることから、児童生徒への安定した支援の確保につなげるため、スクールソーシャルワーカーの正規雇用化を進めること。
39. 栄養教諭・学校栄養職員を小学校・義務教育学校・特別支援学校全体に兼務によらない配置をすること。また、中学校給食のより充実した献立作成や、工場の衛生管理点検回数を増やすなど、食育・食の安全によりかわりを深めること。
40. 教育職員給料表の2級再任用の給料月額を、全国人事委員会連合会教育職給料表（三）の2級再任用の水準へ引き上げること。
41. 会計年度任用職員の人材確保のため、報酬の引き上げ等の勤務条件の改善を図ること。
42. 就学時健康診断は本務外業務であることから、授業時数の確保、教職員の負担軽減、他都市の状況等を踏まえ、学校外での5、6歳児検診を実施するなかで就学時健康診断を行う、あるいは学校内において行政が主体となっ  
て行うなど、そのありかたを検討すること。

- 4 3. 再任用職員、60歳を超える臨時的任用職員・会計年度任用職員の賃金・勤務条件の改善を図ること。また、再任用職員の配属校について、本人の希望（残留・異動・区の希望等）ができるようにすること。
- 4 4. 「小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づく学校施設の建替えを着実に進めるため十分な予算を確保すること。また、基本方針から外れている特別支援学校の建替えを早急に検討するとともに、小学校併設型の特別支援学校は、インクルーシブ教育推進の観点から併設型を継続し、小・中学校の建替え計画に包含すること。
- 4 5. 厳しい暑さの日が増えているため、すべての特別教室等への空調設備の設置を進め、廊下や多目的スペースへの設置も検討すること。
- 4 6. 個別支援学級のニーズ増を踏まえ、特別支援学校ならびに個別支援学級・通級指導教室の校舎、施設・設備基準の改善と拡充を行うこと。
- 4 7. 就学援助制度について、認定基準の所得額を引き上げるなど、拡充を図るとともに、標準服購入券については、個人情報保護の観点から廃止し、全額現金支給とすること。
- 4 8. 横浜市学校保健会と横浜市歯科医師会が連携して、市内小中学校の歯科衛生士巡回指導を実施しているが、子どもたちの健康課題克服に向けた意欲向上や口腔内観察の機会が増えることにより児童虐待などの早期発見に役立つなど様々な効果が期待されている。今後、安定した事業運営・維持のために人材の確保・育成に取り組むこと。
- 4 9. 地域学校協働活動や各学校への学校運営協議会および地域学校協働本部の設置を促進し、社会全体で子どもたちを育て・見守る体制を強化すること。あわせて、持続可能な活動の推進ならびに多種多様なニーズに応えるうえで必要な人的・財政支援策を行うこと。

## 選挙管理委員会事務局

1. 臨時期日前投票所の場所については、交通利便性の高い場所やショッピングセンター等における投票率の高さが顕著であることから、現在の場所に固執することなく、より交通利便性の高い施設を確保すること。また、1区に2~3ヶ所となっている現状を、原則1区3~4ヶ所に増やすなど、市民の投票機会の向上に取り組むこと。
2. 投票率向上のため、横浜市は他の自治体に先駆けて駅や商業施設などへの「共通投票所」の設置の検討を引き続き行うこと。
3. 本市では選挙管理委員会と教育委員会が協定を結び、主権者教育に取り組んでいるが、保護者も巻き込みながら、より充実した施策の実施と、それによる投票率の向上、地域や政治への参加意識の醸成に着実に取り組むこと。
4. 選挙への関心を高めていくため、選挙公報を選挙人が容易に入手することができるよう、公共施設やコンビニ等の民間施設に設置配布できる仕組みの検討を進めていくこと。
5. 開票作業が深夜に及ぶ可能性がある際には、開票立会人の交通手段の確保およびタクシー代の支給等を行っていくこと。

## 議会局

1. 議会の調査能力、質問力を一層向上させ、二元代表制における横浜市会の機能向上と、市民ニーズへの確実な対応を実現させるために、職員の増員や、職員研修・視察の充実を図ること。



## 区別予算要望・提言

鶴見区 .....	1
神奈川区 .....	4
西区 .....	6
中区 .....	10
南区 .....	12
港南区 .....	14
保土ヶ谷区 .....	16
旭区 .....	20
磯子区 .....	23
金沢区 .....	25
港北区 .....	27
緑区 .....	29
青葉区 .....	32
都筑区 .....	33
戸塚区 .....	37
栄区 .....	41
泉区 .....	43
瀬谷区 .....	45



## 鶴見区

1. 鶴見川岸は、緑化や休憩ベンチ、手すり等を設置し遊歩道としての機能整備を図り、親水性を高めるとともに、防災性の向上を図るよう国土交通省に積極的に働きかけること。
2. 末吉橋架替事業は、横浜市で進めている健康みちづくり推進事業の趣旨をふまえ、マラソン大会等のルートに利用できるよう、遊歩道が連続するよう橋の下側を通行できるようにすること。また渋滞等の課題解決に向けて、計画及び予算措置を前倒しして早期完成できるよう関係部署と積極的に調整を行うこと。
3. 臨港橋は、商業施設の開店に伴い、歩行者や自転車の通行が増えているが、車道幅、歩道幅ともに狭く、往来に支障をきたし安全上の問題がある。車・自転車・歩行者の安全を確保できるよう人道橋の設置も含め早期に工事着手できるよう検討すること。
4. JR 鶴見駅東口ロータリーは、バス乗降者が車道を横断する際に自動車と交差し危険な状態で且つ、ロータリーの渋滞の原因となっている。また JR と京急の乗り換え時の安全性や利便性向上も含め、JR と京急を結ぶ歩行者通行デッキや歩道橋の新設を検討すること。
5. 生見尾踏切の暫定エレベーターの共用開始による周辺環境の影響・変化及び地元住民の声を調査し、新たな課題は発生していないか確認すること。また、生見尾踏切の廃止に関しては、地元住民の意向を尊重して丁寧に進めること。
6. 市場小学校第二方面校の開校にあたっては、児童がより多くの経験や体験ができるよう、下末吉小学校との広域連携し相互交流を検討すること。
7. 災害時の避難導線確保の観点より、鶴見川の橋梁間隔の広い新鶴見橋～末吉橋間の新たな橋梁は、早期完成できるよう検討・調整を進めること。
8. 南武線矢向駅と尻手駅間については防災上や救急搬送といった観点より早期に高架化するよう関係機関及び川崎市と積極的に協議を進めるとともに、本市においても優先順位を上げて検討を進めること。

9. 鶴見工業高校跡地の体育館は、災害発生時における一時的な避難場所としてだけでなく、平時においても解放を求める地域の声に応え、看護学校と積極的に協議を行うこと。
10. 鶴見区内に設置されている下水通気管約 30 個所について、道路幅員を狭める原因となっている個所や、防災上の観点より見直しの必要である箇所は、できるだけ早期に移設を行うこと。
11. 鶴見花月園公園は、利用に関する市民の声に対して、柔軟に対応し、より多くの市民が利用しやすい公園にすること。
12. 大黒エリアは、大黒ふ頭大型客船ターミナルの整備、スカイウォークの運用再開等、新たな活用の契機になっている。大黒海釣り公園を含めて、観光資源として最大限活用できるよう、海上交通のルートとして棧橋設置等、人が往来しやすい環境整備の検討を進めること。またスカイウォークの活用について鶴見区としても積極的に検討を行うこと。
13. 鶴見駅西口喫煙所は、上部を通行する学生等からたばこの煙が臭いとの声がある。パーテーションの工夫程度に止めず、場所を移動する等、抜本的な見直しを行うこと。
14. 中距離電車（相鉄・JR 直通線）停車の早期実現に向け、関係部署に積極的に働きかけ調整を行うこと。また停車ホームの改良工事の着手に向け、早期に予算確保をすること。
15. 今年度もコロナ感染拡大防止のため、フェスティバルを含め、地域行事の多くが中止となっている。収束の見えない状況の中、イベントが実施できる方策を検討し、積極的に支援すること。
16. 鶴見区内の商店街では、アーケードや商店街のポール、看板等の老朽化が喫緊の課題となっている。商店街の風情ある街並みを残すためにも、維持・保全に向けた支援を積極的に行うこと。

17. 鶴見区は山坂や狭隘道路が多く、公共交通が行き届かない地域が多い。一人暮らし高齢者も増え、買い物難民となっている。地域交通の試験運用や、新たな生活の支えとなる移動販売等、各々の地域事情にあわせて、課題解決に向けた検討を積極的に進めること。
18. 国道駅は観光資源として着目されている。今の駅舎等の環境が悪化しないよう落書き防止対策や環境保存等について検討し、JRとも積極的に協議を行うこと。
19. 鶴見区内のバス停には、車椅子やベビーカーを利用する市民が物理的に乗降しにくい箇所がある。ユニバーサルなまちの実現に向け、課題のあるバス停を調査し、改善を行うこと。

## 神奈川区

1. 入江橋交差点付近においては交通渋滞の緩和と近隣住民が国道を渡る際に横断歩道の設置がなく非常に危険である。また、バリアフリー化にも未対応である子安通1丁目歩道橋の架け替えについて国道の検討状況を道路局として聞き取ること。
2. 横浜環状北線の生麦出入口から東神奈川方面へ向かう国道1号線子安台交差点は利用者が増加した上、右折専用の信号がないため国道を左折してから住宅街をUターンしなければならないと住民も困惑している。早期の対応を求めているにも関わらず検討状況明らかにされていないことから回答を求めること。
3. 環状北線馬場出入口の開通に伴い今後、電線の無電柱化は防災上重要な幹線道路の中からの新設・改築にあわせて事業を実施するとしている。大田神奈川線の内路交差点から入江方面の狭隘部分については緊急輸送路の指定は急務であることから拡幅整備と無電柱化を進めると昨年回答されたことからスケジュールを明らかにすること。
4. 高齢化が進み、エレベーターの設置がない市営地下鉄出入口箇所について高齢者が長い階段で苦慮していることから、設置が可能な箇所を職員が現場に出向き目視選定し地権者との相談の上、新規のエレベーター・エスカレーターを設置できるよう対策を講ずること。
5. 三ツ沢墓地にある旧墓地計画地（仮称）の空き地については数十年放置された土地であることから、地域との話し合いを進め、住民に開かれた公園の整備やスポーツのできる場所として整備すること。また墓地整備の方向性が明らかにならない場合はそれまでの間、早期に単年度単位で土地活用を住民との協議の上進めること。
6. 入江町交差点（内路方面より東神奈川方面に向かう）においては大口駅方面から入江橋に向かう車両の右折表示がなく連日渋滞を招いている。また入江橋から来る車と衝突する危険性が極めて高く信号機の右折表示を追加しよう神奈川県警に設置を強く要望することとしていたが変更がないため早期に対応策を聞き取ること。

7. 歩行者と自転車との接触事故が問題となる中で海外を含め他都市の事例などを参考に試験的に神奈川区内で歩道広い箇所などにおいては自転車と歩行者を線引きし自転車占有路の設置を引き続き検討すること。
8. 今後、人口減少などから空き家が増え本来民地で管理されていた樹木が生い茂り、隣接地などでは勝手にはみ出している樹木を伐採するもできず対応に苦慮されているケースが目立っていることから対策を講ずること。
9. 区内で独自に訪問診療を実施している診療所を調査して訪問診療所一覧マップの作成などを行ったうえで区役所において区民に情報提供を行うなど検討すること。

## 西区

1. みなとみらい 21 地区の地域防災拠点は戸部小学校となっているが、他の地域に比して距離が格段に遠く発災時に JR 線を越え当拠点に到達することは容易なことではない。また、二つの小学校区の住民を対象としていることで、地域防災拠点としての通常の収容能力を超えることは容易に予測され、事前の別途地域防災拠点の確保が必要なことは明白である。みなとみらい本町小学校を地域防災拠点とすることを総務局及び教育委員会と密に連携し進め、みなとみらい 21 地区の地域防災拠点の確保を行うこと。
2. 浅間町 2～5 丁目および南浅間町の地域防災拠点は浅間台小学校となっているが、坂道が長く階段も急傾斜のため多くの高齢者や身体障害者は発災時に当拠点まで到達出来ないことも予想される。西スポーツセンターの補足的避難場所としての円滑な運用について、地域との密な連携のもと具体化を進めること。
3. ヘリパッドを含む湾岸部よりの輸送のスタート地点にあたる西区内においては発災時の緊急輸送道路の確実な確保が極めて重要である。横浜駅やみなとみらい 21 地区の多くの帰宅困難者の発生も踏まえ、「横浜市無電柱化推進計画」を着実に実行し、西区内緊急輸送道路の無電柱化を早急を実施すること。
4. 桜木町駅～横浜駅間の東横線跡地は、みなとみらい 21 地区と高島・戸部エリアとの回遊性向上を図りつつ、防災の観点、賑わい創出の観点、美しい景観創出の観点を重点におき、西区民はじめ市民に喜んでいただけるよう、引き続き都市整備局ならびに道路局と深く連携を取り、積極的に再整備を進めること。とくに国道に属する道路との性質を鑑み、国土交通省の「ウォークアブル推進都市」等、国の政策ともよく連携し、より多くの政策関係者と情報を共有し、横浜有数の歴史遺産を有効に再整備するよう区として引き続き全力で取り組むこと。



5. 横浜駅東口バスターミナルBレーンには昇降機が設置されておらず、障害を持たれる方々が移動できない状態があり、早急なバリアフリー化が市民より望まれている。また、Bブロックに限らず、ブロック間移動には横断歩道を使用する構造となっているが、視界は悪く照明も暗く危険な状況となっている。ブロック間移動には階段などを使用することが出来るが、たいへん狭隘かつ急角度な階段となっており、障がいのある方々、高齢者の方々にとって十分合理的な配慮がされた動線となっているとは言い難い状況である。都市整備局をはじめ関係局と連携のうえ、早急なバリアフリー対策を講じること。
6. 西区北部から西区役所への主な動線でもある平沼二の橋については、その進出入口に位置する国道1号線の中央1丁目から浜松町までの間の歩道と自転車通行帯の整備（戸部地区歩道整備事業）も伴って、今後、平沼二の橋の自転車通行量は増えることが予想される。車イスなど障害ある方々の移動、ベビーカーの通行などを妨げるのないように、また、自転車等の交通安全性を確保するためにも、西平沼第2跨線人道橋にエレベーター設置等による安全な移動手段の確保に向け、引き続き地域住民との密な連携のもと対策案の策定を進めること。
7. 浅間町2丁目の神明下公園につながる民間集合住宅に隣接する大谷石で覆われた壁面部を持つ崖地については、万が一にも豪雨等による崖崩れが発生することのないよう、早急に防災措置を施すこと。
8. 岡野町1丁目及び2丁目の、藤江橋から平沼橋桁下に至る直線道路の歩道部分には大変狭隘な箇所が多くあり歩行者の安全を十分に確保できている状況とは言えない。歩行者の安全確保のため、十分な幅を持つ歩道に改修すること。
9. 豪雨災害に備え、古い市街地が多くある西区内のがけ地、石壁等の崩壊危険度を再度点検し、修繕が必要な箇所については所有者との認識共有を十分に行い、安全確保の施策・支援を行うこと。

10. 10年限定となっているみなとみらい本町小学校の恒久化を望む声が保護者や地域住民ならびに地域団体等から寄せられている。みなとみらい本町小学校の児童数は今後も増加することが見込まれており、暫定期間10年後の2027年に本町小へ再統合することは物理的に困難である。この地域のニーズを踏まえ、教育委員会及び都市整備局等関係局ならびに関係諸機関そして地域住民と密に連携し、みなとみらい本町小学校の早期の恒久化決定に向け必要な措置を講じること。
11. 高齢者や障害ある方々は、バスの乗降時にドアと歩道に間隔が空くと安全に乗降することが出来ない。バスの乗降の妨げにならないよう、バスが歩道にしっかり近接して停車することができるための道路上の措置を講じること。
12. 買い物キャリー等が通行しやすいよう、歩道の縁石の高低差を無くすなど、高齢者・障がい者の安全なお出かけを支援するため、区内のバリアフリー化を引き続き推進すること。
13. 西区内は急な坂が多くあり、多くの高齢者等が日々のお買い物等の移動にご苦労されている。地域と連携を密にとり、坂道の途中に椅子やベンチなどの休憩スポットを可能な限り設置できるよう引き続き取り組みを進めること。
14. 西区の緑被率は11.3%と市内で最も低い。街中の木陰も少なく、気温を下げる芝生も少ない。日差しの厳しい夏季は高齢者にとっては外出が厳しく、常に高温の日差しに晒される状況は日常生活に困難をきたす。日光にさらされ熱のこもりやすい地域に積極的に樹木等を植栽し、木陰をつくり出すことで歩きやすく買い物に便利で外出しやすいまちづくりを促進すること。
15. 高齢者が安全安心に横断歩道を渡れるよう、西区内のすべての交差点において、歩行者横断秒数（青信号点灯秒数）の十分な延長および横断者感知システム（横断者がいる際に青信号点灯を自動的に延長するシステム）の導入を神奈川県警察に要請すること。

16. 臨港パーク先端部の海浜整備においては、港湾局とよく連携し、広く市民がビーチスポーツを楽しめるビーチを造成し、市民の要望の高いビーチバレー常設コートを整備を進め、地域住民にも喜ばれるみなとみらい地域の新たな魅力づくりを促進すること。
17. 子どもたちや内部障がいを抱える方々の受動喫煙を防止するため、西区内の公園や子どもの遊び場等は喫煙禁止区域とすること。
18. 区民が、担当部署に関わらずどの職員にも安心して何事も相談でき、悩み事を孤独に抱える区民が一人もいなくなることをめざし、区民に笑顔で語りかけ、区民の話を熱心によく聞き、区民の抱える課題に前向きな姿勢でとらえ組み、区民に愛情をもってよりそい、区民に信頼され愛される西区役所づくりを職員一丸となって進めること。

## 中区

1. 内港地区を起点として、大岡川・中村川を回遊出来る水上交通を整備し、みなとみらい及び横浜駅周辺地区に集中している観光客の導線を広げること。特に回遊導線を面として捉え、観光客を吉田新田の奥まで誘導することで、新たなる都市ブランディングと商業振興の可能性を探り、次の世代につなげる都市イメージの構築に務めること。
2. 本牧・根岸地区については、市営地下鉄の延伸を見越して住宅を購入した住人も多く、その資産運営と人生設計に多くの禍根を残す結果となった。そのため、高齢化が進む同地区においてLRTやBRTなどを含む新交通を検討・整備するのは、この歴史の流れをくむ行政機関の責務と考える。現状の横浜環状鉄道に事業性課題があるのであれば、早急に誰もが移動しやすい地域交通のグランドデザインを設計・提示し、地域住民に対して丁寧な説明を行うこと。
3. 本市・本区における外交人共生の施策は、来日した外国籍住民が、行政機関及び既存の住民に対してアプローチする形を主として設計されている。国際交流ラウンジなどは中華街近接地であるとはいえ、日本大通りに設置され、近年外国籍住民の増加が著しい福富町から若葉町を包括する、旧吉田新田地区には置かれていない。旧市街地で昔から居住している住民と、ニューカマーである住人との意思の疎通や文化及び行動様式違いから、多様な問題が発生するという事を認識し、拠点などもより現実的な場所に整備すること。特に今までの施策である外国人から日本人ではなく、日本人から外国人にアプローチし、本邦で生きてゆく上で重要となる明文化されていない社会的制約、いわゆる一般常識を共有できる仕組みを構築し、本当の意味での相互理解を高めること。
4. 米軍根岸住宅地区は、その歴史的経緯もあり、横浜に残された数少ない大規模開発余力のある地区となっている。この場所における街づくりにより、本市100年後のイメージを形作ることも可能だと考える。令和3年に跡地利用基本計画が取りまとめられたが、引き続き最善な街づくり案を模索し、計画のアップデートに努めること。

5. 旧市庁舎街区及び隣接エリアにおいては、事業者選定も終わり、特に関東学院大学が開校する大通り公園のPFIなど、周辺エリアとの交流や連携も次のフェーズに入ってきている。関内・関外地区活性化ビジョンでも示されている、みなと大通りシンボルロード化に対して、具体的な計画の検討に入ること。
6. 関内・関外地区活性化ビジョンのまちづくりの方針でも打ち出されている、横の回遊軸整備に向けて、具体的な計画の検討に着手する事。これらの計画については、歩行者利便増進道路制度等の、多様な国の施策等も活用し、その実効性を高めること。
7. 鷺山、竹之丸等の一部地区には、消防車の通行が不可能な狭隘な道沿いに住宅が存在し、防災上の観点からも改善に取り組むこと。
8. 7月5日に都市計画決定した、都市再生特別地区(海岸通り地区)については、港湾用地を活用した賑わいと回遊導線の強化につながる取り組みとなるため、引き続き同用地等を活用した臨港地区の賑わいを創出に努めること。また特別地区前面の水域についても、その使用可能性を検討すること。
9. 福富町地区を含む旧吉田新田地域の治安改善に向け、県警とも協力し取り組むこと。特に、スーパー交番建設に向けた協議を粘り強く行うこと。

## 南区

1. 区内では、特に高齢者を狙った特殊詐欺や悪徳商法が後を絶たない。警察署をはじめ関係機関と連携し、被害の多発している地域にいち早く情報を提供するなど、撲滅に向けた対策を強化すること。
2. ひとり暮らしの高齢者世帯の増加、コロナ禍で外出せず家に閉じこもった高齢者が増加している。住民同士の見守り、支え合いの活動を充実させ、問題が深刻になる前に早期発見できる仕組みづくりの構築に努めること。
3. 住民が活躍や参加する場であるサロン活動やグループ活動を含む交流会、研修会、啓発イベントの実施の拡大に努め、誰もが参加したいと思える魅力づくりや気軽に参加できるような仕掛けをつくっていくこと。高齢者居場所の定着と継続のために支援をすること。
4. 大岡川プロムナードの桜並木は、国内外から多くの方が花見に訪れる市内でも有数の観光スポットである。昨今、桜の木の衰退化が進んでおり、倒木などの安全面に配慮しつつ、景観面においても継続的な維持管理に努めること。
5. 旧南区総合庁舎跡地の2022年の秋に複合商業施設の開業に伴い、交通量や人通りが増えることが見込まれる。道路を隔てて蒔田中学校という立地でもあり、歩行者と車の事故を未然に防ぐため学校運営協議会と連携し安全対策に努めること。
6. 歩行者と自転車、車と自転車の接触事故が問題となる中で、南区には神奈川県道21号線や神奈川県道218号をはじめ大きな幹線道路が通っている。車道が広い箇所などには普通自転車専用通行帯の設置を検討し、接触事故の減少対策を行うこと。
7. 高齢化が進み、市営地下鉄弘明寺駅、吉野町駅、阪東橋駅など出入り口箇所では長い階段で苦慮していることから、設置可能な箇所については新規のエレベーター・エスカレーターを設置できるよう対策を講ずること。

8. 豪雨災害や地震に備え、南区内の土砂警戒区域の定期的な点検、修繕が必要な箇所については所有者との認識共有を十分に行い、安全確保の施策・支援を行うこと。
9. 今後人口減少などから区内にも空家が増え、防災や防犯の観点から空家の所在をしっかりと把握すると共に空家の総合案内の窓口および住宅除却補助制度の周知等を進めていくこと。
10. 若い世代の政治離れが進む中、投票率の低い若者層の選挙・政治への関心を高めること、政治の大切さを継承していくことは行政の課題である。選挙期間中の投票への呼びかけだけでなく、日々の啓発活動を進めていくこと。
11. 情報弱者をはじめ、住民のほしい情報が受け取りやすく必要な人に必要な情報が届く仕組みづくりの推進に努めること。
12. 南区には弘明寺商店街、横浜橋通商店街等をはじめ数多くの商店街があるが、地域の更なる魅力づくりのため、活動団体等のネットワークのづくりや民間企業、商店街との連携を強化すること。
13. 南区は人口密度の高さから区民一人当たりの公園面積が18区中最も狭い。公園が不足する地域においては、地域の特性にあった適切な公園等の整備をすすめること。
14. 在住外国人の移住率が高い南区には、地域や学校で様々な課題がある。外国につながる児童生徒に対しても、NPOや民間教育施設との情報交換および連携強化をはかること。
15. 子ども達を取り巻く環境は年々変化し、不登校等の課題は年々深刻化している。今後、蒔田中学校夜間学級においても、生徒の入級希望者が増加することが懸念されていることから、夜間学級の増設を検討すること。
16. 南区は市内において1人親世代の割合が高い傾向にある。子育てサロンや子育て家庭が参加しやすい育児支援や相談窓口の更なる拡充に努め、安心して子育てができる環境に取り組むこと。

## 港南区

1. 港南台地区センター図書取次サービスの受付時間を延長すること。
2. 港南台駅、上大岡駅、上永谷駅周辺においては通勤、通学、買い物等、生活の利便性向上および安全確保のために周辺商業施設と協力し、利用者視点にたった駐輪場の整備・拡充をすること。
3. 下永谷駅周辺の道路の拡幅については未整備箇所を早急に整備すること。
4. 区内の空き家については、所有者、周辺自治会と連携し、積極的に有効活用すること。
5. 区民の誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会実現のために身近で利用しやすいスポーツ施設を整備すること。また高齢化社会の問題解決、共生社会の実現に活用が期待されているeスポーツを楽しめる環境も整備すること。
6. 子育て世代が、保育所不足で区内居住を躊躇することがないように、保育ニーズの詳細をしっかりと把握し、待機児童解消に向けて積極的に取り組むこと。
7. デジタル区役所のモデル区として区民がデジタルの恩恵を実感できる取り組みを進めるとともに、成功事例が市内はもとより他の自治体においても参考とされるような注目事例を創出すること。あわせて市民の利便性向上につながる事例については紹介動画を作り区のHP および SNS で公開すること。
8. 令和4年度3月まで行われる港南区永野・永谷地区でのデマンド型交通実証実験の結果を踏まえ、区内公共交通不便地域の解消に向け、高齢者・障がい者等、あらゆる地域、あらゆる人々にとってユニバーサルに利用可能なモビリティサービスの提供を検討すること。
9. 上大岡駅周辺を喫煙禁止地区に指定すること。



10. 済生会横浜市南部病院の移転再整備に伴い、跡地利用に関して区民の関心が高い。区民の意見を聞きながら検討を進めること。
11. 港南区では、まちの魅力発信としてポスターの作成、WEB 会議用バーチャル背景の画像提供を行っているが、よりイベント性を高め、区民が毎年度楽しめるように取り組みを拡充すること。
12. 広報よこはま港南区版に「港南ひまわり 83(ハチサン)運動」のマスコットキャラクター83 太郎の「全力！港南坂」や「ゆるゆるの旅」の記事や動画 QR 等を連載化し、区民の誰からも愛されるマスコットとなるよう PR の機会を拡充すること。あわせて、港南図書館マスコットキャラクター「こうなんうさぼん」とのコラボも検討すること。
13. 区内公共施設にスマートフォン、タブレット端末用の充電スポットを設置すること。

## 保土ヶ谷区

1. 管理不全な状態にある空き家については、引き続き適正な管理が行われるよう行政指導を徹底するとともに、管理不全かつ所有者が特定できない空き家については行政代執行も視野に一步踏み込んだ対応を進めること。また、その対応状況等について当該自治会・町内会、周辺居住者と情報の共有を行うこと。
2. 所有者の様々な事情によって空き家にせざるを得ない物件も多く存在することから、地域のニーズに合った利活用を進めていくこと。
3. ごみの不法投棄の解消および抑止策として、更なる監視体制を強化するとともに、不法投棄防止夜間警報装置や監視カメラの設置を積極的に行っていくこと。
4. 10世帯以下の集合住宅または10戸以下の戸建て住宅が複数棟建築される際には、敷地内にごみ集積場所を設置するよう建設会社等と事前協議の上徹底させること。あわせて「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の改正を進めること。
5. 独居高齢者や要介護・介助高齢者等の見守り・安否確認が課題となっている。AI・IoTを活用した見守り対策について民間事業者等と連携し、区独自事業として具体化すること。
6. 交通不便地域に対し、民間事業者と連携し福祉的視点を取り入れたコミュニティバスの拡充を進めていくこと。
7. 買い物難民対策として移動販売サービスに対する支援のニーズを自治会・町内会と連携・把握し、場所の拡充を図ること。
8. 保土ヶ谷駅東口駅前開発にあたっては、区の正面玄関に相応しい安心・安全で持続可能な街づくりとなるよう福祉車両の乗降場所の確保をすること。
9. 保土ヶ谷警察署岩間町交番および保土ヶ谷橋交番の建て替え・老朽更新にあたっては、天王町～保土ヶ谷エリアの治安状況等を十分に考慮し、移設を含め具体化に向けた検討を行うこと。

10. 保土ヶ谷駅西口のロータリーにおいては、一般車両が通勤通学の送り迎えや福祉車両への乗降時等に利用できるレーンが整備されていない。駅前交通広場のレイアウトの変更含め具体検討を進めていくこと。
11. 相鉄線高架下空間の活用にあたっては、星川駅周辺のまちの機運を高める取り組みを進めていくとともに、新設される歩道等の防犯・安全対策（照度確保）を行っていくこと。
12. 天王町駅前タクシー乗り場の整備にあたっては、周辺道路にタクシーが待機しないよう対策を講じること。
13. 西谷駅および周辺は狭隘かつ傾斜等地形的課題によってバリアフリー化が遅れている。高齢者や障がい者などを含むすべての方々が利用しやすい駅となるよう改善を進めること。
14. 東部方面線の開通を契機に保土ヶ谷区の新たな玄関口となり得る西谷駅の改良にあたっては「国道16号線側にバス・タクシー・一般車の乗降場所を含んだロータリー整備」について具現化を図っていくこと。
15. 鎌谷町の新たな都市計画道路整備にあたっては、引き続き地域との連携を強化し進めていくこと。
16. 子供たちからお年寄りまで全ての区民の方々が安心して暮らしていけるよう地域から要望が出ている狭隘道路、スクールゾーン、住宅街（特に交差点）および交通事故多発箇所において「ETC2.0 ビックデータ」を活用し、車両の走行速度の抑制や交通安全対策（道路拡幅、歩道整備、信号設置、注意喚起表示、ハンプ設置、スムーズ横断歩道、狭さく等）の取り組みを進めていくこと。
17. 新桜ヶ丘2丁目を横断する生活道路（新桜ヶ丘団地7号棟と10号棟の間の道路）2-36-17付近の交差点においては、対策が十分とは言い難い状況にある。信号の設置やスムーズ横断歩道の設置、狭さく等、更なる対策を講じていくこと。

18. 道路損傷通報（LINE）の運用にあたっては、システム上通報者に対して直接回答が出来ないことから、対応可否等の情報の共有が図れない。市および区のホームページ等を活用し、回答・情報公開を行っていくとともに、問い合わせダイアル等の周知を行うこと。
19. コロナ禍の中で、期日前投票所のニーズが高まってきている。保土ヶ谷区の期日前投票所は近接した場所に配置されていることから、西谷地区方面にも臨時もしくは常設の期日前投票所を設置し、分散投票できるようにすること。
20. 環状二号線の落書防止対策として、防犯カメラの設置や落書がされにくい素材の活用、小中高等学校等の生徒によるアートなど工夫を講じていくこと。
21. 地域防災拠点および各種避難場所の収容人数について、コロナ禍の影響も踏まえ前提を見直すこと。また、いつとき避難場所の機能について拡充を議論検討するとともに、区としていつとき避難場所の把握を行い、情報の公開を行うこと。
22. 区独自取り組みとして、地域の特性に応じたハザードマップの作成やいつとき避難場所の選定と管理など、地域の防災力向上に向けた取り組みを支援すること。
23. イオン天王町店の建設に伴い新設される道路（交通局保土ヶ谷車庫側）と水道道のＴ字路においては、スクールゾーンになっている。令和４年秋オープン後は一般車両および大型車両の通行の増加が見込まれており、安全対策が必要である。信号設置や注意喚起表示など必要な対策を講じること。
24. 子どもたちに関わる支援事業は数多くあるものの、支援対象者が細分化され、支援する局も違う。また、実際に申請できる財政支援は非常に少なく、各団体（子ども食堂や学習支援、不登校支援など）や地域ボランティアにおいては人的・資金面の課題がある。子どもたちを分類・差別することなく支援する仕組みの構築と将来を担う子どもたちへの投資を積極的に行っていくため更なる財政支援を検討すること。

25. 近年、IT人材不足や国民のITリテラシー不足が切実な課題となっており、加速し続けるIT社会でプログラミング教育の必要性が高まっている。区内でもプログラミング教育が導入されている小学校もあり、論理的思考力や問題解決能力、創造力など非認知能力の育成にも寄与するとの声もある。各学校での導入を推進すること。
26. 星川駅から保土ヶ谷公会堂、保土ヶ谷図書館、スポーツセンター等区内主要施設へのアクセスにおいては駅改札口がなく利便性が低い状況になっている。相鉄線と協議を進め南東側に改札口を設置すること。
27. 星川駅から南口バスターミナルにアクセスする歩道橋、北口から区役所を繋ぐ歩道橋、ダイゴプラザに向かう歩道橋への屋根の設置を進めること。
28. 帷子川沿いの親水護岸に土砂が蓄積しているとともに境界杭が破損している。親水護岸周辺の浚渫工事を行うこと。あわせて、境界杭の補修を行うこと。

## 旭区

1. 鶴ヶ峰駅北口の再開発については連続立体交差化事業と同時進行できるよう、まちづくりの手法について引き続き住民の意見をしっかりと聞き、鋭意検討を進めること。また、南口との一体化や、都市計画道路の整備方針との整合性も踏まえて、区全体の課題として関係局との連携のもと、より良いまちづくりを行うこと。
2. 旭区は、都市計画道路の整備率が低く、道路網の整備が十分でないため、交通渋滞などが頻繁に発生している。整備未着手路線や現在整備中の道路についても、早期事業着手と確実な事業の進捗を図るため、必要な予算を確保するとともに、整備計画について周辺住民にその内容を説明し理解を求めること。
3. 旭区は、生活道路となっている道幅の狭い道路（狭あい道路）が多く、児童生徒の歩行安全や災害時などの緊急対応に課題があるので、整備促進路線を追加指定するとともに、条例改正の周知を図り、狭あい道路の拡幅整備の促進を図ること。また、日常的なパトロールを行い、セットバック部分の私的利用について啓発と対策を行うこと。
4. 区内の帷子川の旧河川については、適切な管理と活用のために、暗渠化・プロムナード整備の実現に向けて下水道工事や遊歩道の設計・施工に関する予算を確保すること。また、今後の整備計画を明らかにするとともに、近隣住民が利用しやすく魅力ある公園整備となるよう地域との連携を図ること。
5. 旭区には所有者が不明で十分な管理がされていない空き家・空き地が多く、犯罪の温床となる可能性があるなど住民の不安も多いので、特定空き家等への認定を推進し、関係局と連携して早急に改善を図ること。また、各区における担当部署の増員と民間委託を活用し、業務の進捗を図ること。
6. 旭区内には市街化調整区域内における違法建築物が野放しになっている状況が散見される。については、水道局などと連携し、違反の放置ややり逃げが生じないように、具体的な対策を講じること。

7. 国際園芸博覧会の開催を見据えた、瀬谷駅を起点とした新たな公共交通については、将来的な跡地利用や検討状況を踏まえて慎重に対応すること。  
旭区総合庁舎は狭あい化、老朽化、分散化によって市民サービスの低下を招いている。執務スペースの面積増による区役所機能の向上を図るため、鶴ヶ峰駅北口のまちづくり検討と併せてより利便性の高い場所への移設・建て替えも含めて検討を行うこと。
8. 旭区総合庁舎は狭あい化、老朽化、分散化によって市民サービスの低下を招いている。執務スペースの面積増による区役所機能の向上を図るため、鶴ヶ峰駅北口のまちづくり検討と併せてより利便性の高い場所への移設・建て替えも含めて検討を行うこと。また同じく老朽化が進み、駅から離れた旭区図書館についても、同時に検討すること。
9. 希望ヶ丘駅南口ロータリーは、朝夕ラッシュ時などに人・車・バスが交差し大変危険な状態が放置されている。今後検討される希望ヶ丘駅周辺まちづくりと併せて、地域住民や相模鉄道等関係機関と連携し、具体的な対策を早期に実現すること。
10. 旭区は鉄道駅やバス停から遠い「交通不便地域」が最も多い区である。実効性のある様々な手法を用いて、交通不便地域の解消を図ること。また、ワゴン型のミニバスに加えて、オンデマンドの乗り合いタクシーなど、地域交通サポート事業に関する予算のさらなる拡充を図るとともに、他都市の事例を踏まえて、地域ニーズに対応した新たな手法の導入を検討し、行政が自ら提案するなど積極的に地域に関与すること。
11. ゴールデンウィークや夏休みなどに発生する、ズーラシアに向かうための中原街道等の渋滞は、来園者のみならず、近隣住民にも多大な負担となっている。ズーラシア付近で発生するこうした渋滞に対して、ボトルネックとなっている原因を突き止め、早急に抜本的な解決策を講ずること。
12. ひかりが丘団地の住戸改善について、小手先の改善ではなく、建て替え等による複合施設の新設など、団地全体の魅力向上に繋がるような再生事業になるよう、抜本的な取り組みの見直しを行うこと。

13. 旭区内にある大規模団地（若葉台、左近山、ひかりが丘など）の再生事業について、若い世代が多く居住するような魅力を創出できるよう、抜本的戦略を立案し実行すること。
14. 旭区内の廃校となった学校（若葉台西中学校他）では、抜本的な再生計画を立てられず、放置された状態となっている。限られた公有土地の利活用について、専門家や近隣住民を交えて将来の地域活性化に寄与できるよう、効果の上がる計画を作成すること。
15. 東部方面、JR、東急線の直通化によって交通利便性が大きく向上します。これに合わせて、区外から移転（引越）、流入が進むよう旭区の魅力発信、住みやすさのPRを行うこと。



## 磯子区

1. 大地震による津波発生が予想される場合、高齢者や障がい者等の災害弱者に情報を伝達するシステムを構築すること。また、官民連携して垂直避難ができる場所を確保する等、継続した取り組みを推進すること。
2. コロナ禍において、飲食店をはじめとする商店街の賑わいが失われている。時短営業や酒類の提供を制限される等、人流を抑える取り組みは重要であるが、一方で、生活用品の調達等、商店街の存続も暮らしの上では必要不可欠である。どのような支援が必要か、店主や利用客とコミュニケーションを取り、商店街振興に努めること。
3. 外国人の居住者が増え、文化の違いからごみの分別によるトラブルが地域で課題となっている。特に、コロナ禍においては、収集業務従事者の安全を確保するためにも、マスクの捨て方等にも十分理解を得るような取り組みを行うこと。
4. JR 新杉田駅東口側から国道357号にかかる歩道橋を下ってすぐの場所に緑地帯があり、歩道が狭くなっている。自転車の走行も多く、歩行者との接触事故が危惧されるため、緑地帯にアスファルトを敷き歩道の拡幅を行うこと。
5. JR 根岸駅前の公衆トイレから線路沿いの道路にかけて、路上での喫煙が多く見受けられる。吸い殻のポイ捨ても目立つことから、喫煙禁止の看板の設置や取り締まりを強化するなどの対策を講じること。
6. 岡村七丁目の道路幅拡張工事については、長い期間の工期となっている。近隣には小・中学校が存在し、とても危険な状況が続いていることから、用地買収を含め、早急に取り組みを推進すること。
7. 根岸橋のバス停（磯子駅方面）前は、強い雨が降ると水溜りが出来るため、バス待ちの列に走行車が水を跳ね上げるといった状況となっている。他のバス停でもあり得る光景だが、特に根岸橋は顕著であるため、雨天時の状況を確認し早急に対策を講じること。

8. 令和4年5月に完成した「掘割川いそご棧橋」は、浮さん橋、荷揚げさん橋も整備しており、緊急時の物資輸送への活用も期待される。いざという時に備え、関係部署と模擬訓練を実施するなど活用方法の確認を行い、万全な体制を敷くこと。また、魅力ある水辺空間の整備が進む一方で、来訪者による水の事故が大変危惧される。特に夏場は、涼を求めに水辺を散策する方や、花火を持ち込んで賑やかに遊ぶ方など、大勢の利用が見込まれる。親水施設や棧橋においては、関係部署と連携を取り、安全対策を講じること。

## 金沢区

1. 京急金沢文庫駅東口、富岡駅、能見台駅、六浦駅周辺の再開発整備を早急  
に実施すること。また、金沢区内京急5駅周辺の自転車の放置防止対策の強  
化と、各駅周辺での自転車駐輪場の整備促進を図ること。
2. 国道357号の横須賀への延伸を早期に図るとともに、環状4号線（原宿六  
浦線）と国道16号の六浦交差点の改良工事を行い、渋滞緩和を図ること。  
また、泥亀釜利谷線や都市計画道路横浜逗子線の白山道付近と六浦駅周辺の  
整備促進を図ること。
3. 「富岡・並木舟だまり」の浚渫を実施するとともに、野島湾・平潟湾・海  
の公園の海上清掃やアオサ除去、アマモの育成など環境浄化対策を実施する  
こと。また、宮川、六浦川、侍従川等の河川の環境浄化対策を図ること。
4. 米軍に接収されている、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域分の早  
期全面返還を図ると共に、（仮称）小柴貯油施設跡地公園の基本計画（案）  
をもとに整備促進を図ること。また、旧富岡倉庫地区については、地域の要  
望を踏まえ跡地利用計画を策定し、整備促進を図ること。
5. 歴史的・文化的資産である野口記念館、旧伊藤博文別邸の有効活用を図る  
とともに、旧川合玉堂別邸については、焼失した母屋の復元と園庭緑地の保  
全と有効活用を図ること。
6. ログ金沢跡地については、人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活性化  
や魅力を効果的に発信するための拠点として、地産地消、金沢ブランド、地  
域ケアプラザ、コミュニティハウス等の機能を備えた施設として、整備促進  
を図ること。
7. 地域子育て支援拠点を区内の各方面別に整備し、親子の居場所づくりや子  
育て支援の充実を図ること。また、養育者が気軽に行ける居場所として「親  
と子のつどい広場」の整備を図ること。
8. 横浜グリーンバレー構想の具体化を図り、環境未来都市にふさわしい低炭  
素型の街づくりを進めると共に、金沢臨海部産業活性化プランの取り組みを  
強化すること。

9. 京急能見台駅から、県立循環器呼吸器病センター～市大福浦病院～リネット金沢を循環する、小型バス路線を新設すること。また、並木、富岡、朝比奈等の交通不便地域においても、代替手段の検討も含め、地域住民の足となる交通手段を確保し利便性を高めること。特に路線バスが廃止された地域については、早急に計画を策定すること。
  
10. 区民文化祭など金沢区の文化活動を支援するとともに、区民文化センターギャラリーの建設・促進を図ること。

## 港北区

1. 市内最多の保育園待機児童・保留児童を出し、入園希望者の多い港北区の保育所整備において、共働き家庭が多い地域事情もふまえ、引き続き、一時預かり保育、病児保育、障害児保育など区民のニーズに応える施設配置を進めること。
2. 東京丸子横浜線（綱島街道）の拡幅工事に向けて、測量、設計、関係機関との調整、用地取得等を促進すること。
3. 鶴見川周辺（綱島・大倉山）地域の回遊性の確保による地域交流の活性化のために橋梁工事に早期に着手すること。
4. 区内の喫煙禁止地区の拡大について、地域からの要望を踏まえ、綱島駅周辺、美化推進重点地区に指定されている日吉駅周辺を喫煙禁止地区に指定すること。
5. 区民にとって生活道路であり、ランニング、ウォーキングなど健康増進の一助となっている鶴見川・早渕川の河川敷歩道に安心して歩ける街灯の整備、階段のバリアフリー化、道路横断の際に安全に渡れる環境整備、そして公衆トイレの設置等を国土交通省、神奈川県警と連携の上、進めること。
6. 新横浜駅南部の街づくりについては、住民参加や情報公開を積極的に行い、都市機能と住環境のバランスのとれた街づくりを目指すこと。
7. 交通弱者である高齢者や障がい者、子育て親子が身体的負担なくタクシーに乗れる乗り場の環境整備を、引き続き推進すること。また、新設された日吉駅前のタクシー乗り場について、タクシー利用者と事業者の双方の声を聞き、引き続き利便性の向上や改善を図っていくこと。
8. 遅れている小机駅前広場の整備について、地権者との交渉を引き続き早期に進めること。

9. 高潮・洪水・内水を1冊にまとめた「浸水ハザードマップ」と「マイ・タイムライン作成シート」が順次全戸配布はされているが、その後の地域に対しての周知や研修等の取組が十分でない。風水害時に区民一人ひとりが「自分事」としてしっかりした行動がとれるように周知や研修等の取組を進めること。
  
10. 災害時には拠点として機能する区役所へのアクセス路（緊急輸送路）である環状2号線（大豆戸～師岡～駒岡）の無電柱化を早急に進めること。

## 緑区

1. 中山駅南口の整備は、緑区民にとって大変関心が高い事業である。中山駅南口再開発については、事業がスムーズに進むよう、再開発組合をサポートすること。また、準備組合の進捗に合わせ対応できるよう、令和5年度においても予算化を進めること。
2. 集中豪雨時浸水被害が想定されている地域にある白山地区センターをはじめ公共施設については、近隣自治体と防災訓練を行うこと。
3. 鴨居駅北側の道路は、豪雨後や降雪後に水捌けが悪く水たまりが現れる。また、冬季は日陰のため路面凍結の原因になっている。引き続き抜本的な対策を検討すること。
4. JR 駅前のバスロータリーは、バスによる轍や窪みができることが多いが、その修理までの時間が長くなり利用者の迷惑になることが多い。JR が速やかに修理工事を行うよう取り決めを行うこと。
5. 鴨池大橋下の鴨居交差点は、横断歩道の場所が無い場所があるが、そこを無理に横断する人が見受けられ危険である。横断歩道を設置するか歩車分離型にして、交通混雑の緩和と歩行者の安全確保を図るよう抜本的な対策を検討すること。
6. 鴨居駅前ロータリー内の混雑緩和について抜本的な対策を検討すること。
7. 高齢者の交通事故防止の観点から運転免許返納者が増えると予想されるものの、そのためにも地域の足の確保が重要である。区内の路線バスの充実とともにバスが通っていない地域の足の確保に引き続き取り組むこと。
8. JR 横浜線志茂踏切から鶴見川下に至る道路は、鶴見川の土手へ 向かう場合、その先の曲がり角が 90 度に曲がるため狭く曲がりにくい後続の車が踏切内で停止せざるを得ないことがあり大変危険である。鶴見川の土手下を管理する神奈川県と調整し、曲り角となる部分(車両が容易に曲がれる程度)を道路用地として確保することは最も重要である。道路及び曲がり角の拡幅を行うこと。同時に、拡幅後に大型車の侵入を制限する対策も講じること。

9. 街区公園にトイレが設置されているところは少なく、不便であると同時に、不衛生な行動が苦情として寄せられることがある。一方、震災時には、いっとき避難場所としての利用やトイレ利用などの必要性も考えられることから、区の震災対策施策の一環として自治会や住民に対して設置に向けた検討を呼びかけ、整備推進に取り組むこと。

10. 引き続き、横浜市道「北八朔南部 208」の拡幅整備を進めること。



## 青葉区

1. 藤が丘駅前再開発については、地域住民や働く方々の意見を十分取り入れ、地域の皆さんから喜ばれる計画にしていくこと。
2. 生活支援拠点等、交通アクセスや買い物等に課題を抱える地域において、地域交通の支援策や、買い物等生活の支援を、民間の事業者や取組とも協働をしながら積極的に取り組むこと。
3. デジタル統括本部予算に地域活動の担い手への、デジタル技術活用支援の予算が計上されたているが、早くからインターネット普及率も高かった青葉区においては、デジタル活用のニーズも高いため、区としてもきめ細やかな支援に努めること。
4. フードドライブをより一層推進するため、より多くの市民が身近な所で参加できるよう、区民施設や民間団体、企業等と連携し、実施施設を拡充し、広報も強化すること。
5. 青葉区でも地域の担い手不足が課題となっている。講座を受講してもらい、自立した活動につなげる支援が一定の成果を出してきていることは評価できる。一方で人口減少等により、そもそもの数の減少が減少するなか、従来の取り組みの蓄積、経験に基づき、地域の担い手のあり方・育成について、次の施策も検討し、講じていくこと。
6. 集中豪雨等、予測しかねる雨量を考慮した排水等対策が青葉区においても進められ改善されて来ているが、まだまだ局所的に水が道路にあふれるようなケースがある。青葉区での被害を抑えていくように、区役所と土木事務所と連携して課題を共有し、局予算も活用しながら対応を進めること。
7. 市営地下鉄3号線の延伸については、国や川崎市など関係機関との協議・調整を迅速に進め、早期に事業着手すること。また、延伸の当該区である青葉区民、特に開発地域に近傍に居住する住民へは、適切に情報を発信し、不安なく事業が進行されるよう配慮し取り組むこと。

8. 青葉区でも活発に様々な地域活動の一環でゴミ拾いが行われているが、タバコのポイ捨てゴミの多さが課題。青葉区には喫煙禁止地区の指定がないが、受動喫煙対策をしっかりと講じていく視点からも、青葉区役所や交通事業者が率先して、駅前などの屋外に喫煙所を設置すること。また、公園など、子ども達の遊び場付近では、子どもの受動喫煙を防止する対策を講じること。
9. 子どもの交通安全確保については、スクールゾーン協議会、自治会・町内会、地域の保護者の要望に対し、警察署等と連携をはかり、早期対応、事故の未然防止をはかること。
10. 青葉区内の公園の樹木の繁茂やナラ枯れ、害虫・害獣被害、側溝の詰まりなど、公園利用者の安全性等に関わる課題の把握と早期対応に努めること。

## 都筑区

1. 歩行者・自転車の安全対策につき、これまでの区内での実証実験を踏まえ、幹線道路への自転車専用通行帯などの設置など安全で快適な自転車道ネットワークの整備を関係機関と連携して引き続き進めること。
2. 自動車に依存しなくても安心して生活できるよう、港北ニュータウン内外のバス路線の強化、都田・池辺地区に続くコミュニティバスの導入可能性の検討など、地域交通の確保策の検討と具体的な対策を導入すること。
3. 区民文化センターの建設は、選定された事業者と引き続き意思疎通を図りながら、コロナ禍にあっても遅滞なく進めること。市（区）は、建設に際して、隣接区域を含めた当該地区の賑わいと生活環境の向上を確保すること。あわせて交通の安全の確保の観点に立ち、周辺区域と当該地との交通動線計画を策定すること。地区全体の活性化や交通導線計画については、広く地域住民と適宜適切に意思疎通を図り、合意を得ていくこと。
4. 都筑ふれあいの丘駅前において、交通局が所有する未利用の駅敷地を活用し、駅前の賑わいと住民の交流に資するような商業施設と一体的に住民の地域の活動拠点となる施設を開設すること。また、県及び警察に交番の設置の具体的な検討が始まるよう、強力に働き掛けること。
5. 富士見が丘地区における交通局が管理する未利用地につき、同地区の連合町内会など地域の要望を十分に理解した上で、時間的な目途を持って、利用方針を決定していくこと。
6. 区内の道路について、道路本体、外線や街路灯、街路樹等の附帯物も含め、適切な管理が十分行われているとは言えない現状がある。常に望ましい状態で区民が利用できるようにするため、適切な維持管理を図ること。また、将来に向けて区全体の町の美観、安全性や快適性の確保の観点から、街並みの維持管理手法などについて今後の整備の方針や計画を明らかにすること。

7. 市内一居住者の平均年齢が若い一方で、地区によっては高齢化や独居化が進んでいるなどの区の現状を十分酌み、必要とされる行政サービスを、これまで以上に的確に分析し、捉え、それを適切に提供できる職員配置や予算配分を行っていくこと。また総務局等の関連部署と連携し、コロナ禍における行政手続きの簡素化や適正化またはオンライン化とDXの推進を図ること。
8. 港北ニュータウンの街づくりの今後の方向性が不明確である。当初の理念を生かしつつ、地域特性や時代の変化を反映させて進めていくのか、あるいは別なのか、住民の声を十分聴取し街づくりの方向性について合意を図っていくこと。街づくり協議指針の見直しについて、具体的に提示すること。
9. 区内各所で散見される、スクールゾーンや生活関連道路などの交通危険箇所における安全確保に向けて、通行自動車等に対して、法令内の速度順守、危険運転の防止を図るための効果が上がる対策の実施を、警察と連携し、土木事務所を中心に区役所として総合的に取り組んでいくこと。その際、危険標識やカーブミラーの増設などの具体的な方策の実施を行い、まだ十分と言えない成果を、目に見えるものとしていくこと。
10. 区内にある鶴見川水系の河川流域で、一定の雨量想定時の水害が心配される地域の住民や事業者に対して引き続き、そのリスクについて恒常的に啓発を行うこと。また区内の大雨時に、がけ崩れや土砂災害が懸念される地区の住民に対する啓発活動も実施していくこと。
11. 市営地下鉄センター北駅1Fの未利用空間は、駅空間の活性化及び視覚的魅力の向上や防犯の観点からも、積極的に活用していくこと。その際に、区民文化センターの竣工を待たず進めるべき整備は、進めること。進捗や地域の開発予定については、積極的に地域住民を中心とする区民に広報すること。また『みなきたウォーク』やその周辺、センター南駅につながる空間について、区民文化センターの開発に合わせて、地域の活性化や居住及び利便性の向上にむけて総合的に整備を進めること。
12. センター北駅やセンター南駅周辺など、区内の歩行者空間（舗道）においては、安全の確保や美観の確保の観点から、歩行面の段差や浮き上り等の不具合の修繕を適宜行うこと。とりわけ区の玄関（顔）ともいえるセンター北駅芝生広場前などの主要駅の駅前空間は、美観にも配慮した修繕を適宜適切に行うこと。

13. 都筑区内の水素ステーションは移動式であるために燃料電池バス（FCバス）の充填に対応が出来ないので、FCバスが利用もできる燃料ステーションの新設を検討すること。また都筑区内の路線にFCバスの導入を検討すること。
14. 区内の小中学校のスクールゾーンを総点検し、都田西小学校をはじめとして課題がある地区について、児童・生徒の安全確保と安全性向上のため教育委員会や関係者と協議・協力し改善を具体的に図って進捗させていくこと。
15. 区内のゴミ収集仮置き場の中には、管理や利用方法が適切でないためにゴミの飛散を招いている箇所がある。小動物だけでなく風が強い日の出し方が適正でないことが原因と思われるケースもある。資源循環局と協力し、ゴミ出し時の啓発活動に励み適正化を図っていくこと。
16. パスポートセンターは、市営地下鉄3号線の延伸や交流人口の増加そして地域の活性化も見据え、将来の利用対象者を川崎市民や県民全体に拡大することを、関係機関と協議していくこと。
17. 将来にわたり市営バスネットワークを再考して欲しい要望がございます73系統横浜市営バスのダイヤを増やし、運行路線変更等はしないこと。また上記の実施に時間を要する場合は、交通不便地域に対し、高齢者の交通事故防止の観点から運転免許返納者が増えていることやまた買い物難民対策なども含めて、民間事業者と連携し福祉的視点を取り入れたコミュニティバスの拡充等を積極的に進めて、地域のボランティア、自治会、NPOなどのグループが関わる交通手段の実例を紹介するなど、地域の足の確保につながるよう取り組むこと
18. ひとり暮らしの高齢者世帯が増加していることに加え、認知症の家族を介護されている世帯等もあり、コロナ禍で外出することが出来ず家に閉じこもった方が増加している。ICT・AI・IoTを活用した見守り対策など民間事業者等と連携したり、また区・地域の連携を強化し、見守り・安否の確認等の対策をすること。

19. 特殊詐欺や悪徳商法の被害が発生しているエリアは、都筑警察署をはじめ関係機関と連携し、被害の多発している地域にいち早く情報を提供するなど、被害撲滅に向けた対策を強化推進すること。
20. 新型コロナウイルス感染症が拡大しお困りの方が多い中で、期日前投票をして分散投票されている傾向が見られる。区の北部側や南側のエリアにも臨時や常設の期日前投票所を設置し投票率向上に努めること。

## 戸塚区

1. 河川周辺の親水環境整備・水量と水質保全対策に万全を期すとともに、河川の生き物調査の継続と報告・広報を行ない、区民の河川への関わりを強める様取り組むこと。また、子ども達が安心して遊べる水辺広場の整備や遊水地の有効利用（公園・スポーツ広場）を講ずること。
2. コロナ禍において、健康の維持増進を目的とした散歩やウォーキング、幼児などの散策にて近隣公園の利用が増加傾向にある中、公園でのトイレ対策は課題の一つ。まずは区内の公園内に設置してあるトイレで、閉鎖されている個所については、公園愛護会、町内会、警察など一層の連携にて、出来る限り再整備の方向を目指し、誰もが利用し易い公園となるように環境改善に努めること。
3. コロナ禍にて自宅周辺での行動が多くなり、近隣公園の利用は区民にとって大切な空間となっている。区内の比較的規模の大きな近隣公園には駐車場整備を検討し、遊具などの充実や水遊びなど出来るような都市型公園を目指し、多くの方が利用出来る環境整備を進めること。
4. 国道1号線吹上周辺の環状線及び横浜高速環状南線接続周辺の工事が本格化しているが、バス停の安全利用及び、周辺の安全対策をしっかりと進め、事業の早期完遂に向けて取り組むこと。
5. 横浜新道上矢部インター下り線出口の早期整備を図り、富士橋交差点の改良も合わせ、周辺の交通渋滞対策・安全対策を進めること。
6. 上矢部インター周辺は冠水することが多いことから、大雨時の冠水注意表示を早急に設置すること。また、排水機能の強化を図り、冠水しないような改善に取り組むこと。
7. 東戸塚駅の混雑緩和に向けては様々な対策を進めているものの、利用者に対する情報発信が乏しい。短期、中期、長期と計画性ある改善をしっかりと利用者へ情報発信すること。

8. 戸塚駅の混雑時の課題は、横浜市営地下鉄へ続く階段と JR 地下改札の動線が通路横断となっており、混雑時間帯では、接触などの危険が多くみられる。乗り換え者の安全動線の検討を進めること。また、戸塚駅、東戸塚駅の区内 2 駅はどちらも多くの乗降客が利用する駅にて、安全性の観点から、ホームドアの早期設置・計画前倒しとなる様取り組むこと。
9. 深谷通信所の跡地利用の整備方針・事業化が確定するまでの間、暫定利用に関しても複数年での利用契約が出来る様に、国との調整をすすめること。
10. 引き続き、区内の産業振興の促進と雇用創出に努めること。
11. 戸塚駅東口そばに掛かる元吉倉橋（人道歩道橋）の通行は通勤者と、地域住民や小学生の生活動線と混同しての通行となり、混雑時の安全に課題がある。また、高齢者や障がい者、子育て中の方なども含め、階段のみの人道橋は利用が困難な状況から、エレベーターやスロープの設置も合わせて検討すること。また、元吉倉橋下の道路を横断する方が非常に多く、横断歩道の整備や信号機設置など、平地での移動手段の改善も含め、地域住民から必要とされる改善を早期に講ずること。
12. 柏尾町の放課後児童クラブが暫定利用している、市有地と建物の継続利用に努めること。
13. 吉田町側のアンダーパス交差点の渋滞緩和に努めること。また、吉田大橋一上倉田間の通行量も増えている。安全性の観点からも駒立橋横断歩道交差点に信号機の設置の検討と、夜間は現状の照度では横断歩道待機周辺的环境からか歩行者が見え辛く、発見が遅れ事故の危険性が高いことから、まずは歩行者の安全を最優先に照明照度を高めるが横断者を見やすくするなどの対策を引き続き図ること。
14. 戸塚駅東口のタクシー乗り場が鳥の糞害にて、多くのタクシー利用者が被害を受けていることから、引き続き、抜本的な対策を検討していくこと。また、東口の鳩、ムクドリ対策は、ペDESTリアンデッキは区民の憩いの場として利用されていることから、衛生的な観点からも、西口のバスセンター下も含め更なる対策を図ること。



15. 戸塚駅東口バス乗り場の雨や日よけ対策として、乗車待ちの方が安全に並べる環境のために、上屋周辺だけでなく、全体を覆うような屋根の設置を早急に検討し、設置すること。
16. 戸塚駅東口ラピス2裏側の元吉倉橋に向かう道路標示が薄いので再塗装を行うこと。また、妙秀寺の下のカープミラーのひさしが取れかけていて危険なので、対応を至急行うこと。
17. 第2倉田川架道橋は悪天候の際に多くの水がたまり、転倒するなど多く見られ、大変危険な状態にある。水捌けの改善、苔などの撤去を早期に実施し安全対策を図ること。
18. 戸塚駅や東戸塚駅などの駅周辺の無電柱化を早期に実現を図ること。
19. 戸塚駅バスセンター入口交差点の横断時間の改善が行なわれているものの、未だ横断時間内に渡り切れずに危険な状況を目の当たりにする。事故が起きる前に、横断時間の表示（カウントダウン式）や高齢者・障がい者などへの配慮した時間設定か横断方法の変更など、様々な検討を行なうこと。また、進捗状況の情報公開もあわせて行なうこと。
20. 戸塚駅西口周辺の社会実験の結果を踏まえ、安全に送迎できる区役所下の一般車乗降場所の利用促進と、第2バスセンターの改善によるマンション送迎バスの乗降場所確保を早期に行なうこと。
21. 戸塚駅西口入口信号から蔵坪方面に100mほどの横断歩道は、歩行者の強引な横断も見られ接触事故の恐れが多い。人流も強いことから信号機の設置か、横断歩道の移設など安全を優先した改善を行なうこと。
22. 戸塚駅西口第3地区の周回道路の早期開通に向け取り組むこと。
23. 男女共同参画センター方面から戸塚駅西口に向かう視覚障害者は、駅利用する際はそのまま歩道を進んで駅利用が出来るが、区役所やトツカーナ方面に行くためには、戸塚区役所前交差点を渡ることになる。現在、視覚障害者用付加装置が設置されていないことからとても苦勞されて横断されている。命に係わる交通安全対策であることから、早急に音響式信号機を設置し安全対策を行なうこと。

24. 箱根駅伝のルートにおいては、1号線のアンダーパスの開通に伴い、旧1号線を走るルートに戻し、多くの区民が応援でき、戸塚駅周辺が全国に発信される様に、箱根駅伝のルートの歴史や変更理由などを区民にわかりやすく情報発信すること。また継続して、粘り強く関東学生陸上競技連盟に働きかけること。
25. 深谷通信施設返還後の跡地利用に関しては、災害に対応できるように、基本的なインフラ工事を実施すること。また、スポーツ関係の施設は市民全員が平等に使えるような仕組みを作り、周知徹底を図ること。
26. 区民の健康推進のために身近でスポーツを楽しむことができる場を創ること。具体的には区内の小・中学校の校庭に夜間照明の設置を推進し、平等なより多くの市民に利用できるように取り組むこと。
27. 戸塚駅東口の街づくりに関しては、バスターミナルのバリアフリー化の推進を積極的に図り、また、高齢者・障がい者等に配慮したタクシー乗り場の乗降を整備し、また必要に応じてベンチ等の設置も図ること。
28. 遺体安置所等の設置等に関して、近隣住民と事業者の相互の理解を深めるために必要な行政指導の内容を定め、遺体安置所等の設置等に伴う紛争を未然に防止するための施策を戸塚区として引き続き、検討を進めること。
29. 戸塚税務署入り口の信号近辺の通学路の舗装が悪く子どもたちが転ぶなどしている。枝道があります。こどもが安心して通学ができるように舗装改修を行うこと。
30. ハイライズ横にある信号の無い横断歩道で、去年事故が発生している。横断歩道がカーブからすぐであり、見通しが悪い状況を踏まえ、標識設置や再塗装を行うこと。

## 栄区

1. 災害発生時の危険を最小限に区民の安全と命を守るために、洪水・崖崩れ・建物の倒壊の危険のある場所を確認し十分な対策を図ること。
2. 環状4号線の未整備地区を始めとした区内の歩道について、ベビーカーや車椅子、高齢者や児童などが安心して安全に通行できるよう、無電柱化も視野に障害物や段差の解消を図ること。
3. 区内で行われている道路工事については、住民に十分な説明を行い、工事終了後も事業者との意見交換の場を設けられるよう準備を進めていくこと。
4. 災害発生時の迅速な対応のために避難が必要な場合を想定し、インクルーシブ防災に努め地域ごとの避難場所までの経路の確認、介護の必要な方へのアシスト体制、避難先で必要な医薬品等の把握など取り組みを促進すること。指定緊急避難所、指定避難所を開設するにあたり、避難先での感染症対策の備えを万全に行うこと。
5. 本郷台駅周辺市営団地を含む集合住宅の老朽化に伴い、利便性の向上を図りつつ、防災拠点・賑わいの創出を重視しまちづくりの検討を都市整備局と連携し再整備を検討していくこと。
6. 区内の増加傾向にある空き家について所有者負担の軽減から活用スタートアップ支援事業補助金の啓発を行い、地域での空き家の活用促進を図り、空き家の解消に向けた取り組みに努めること。
7. 外来種を含む野生生物の被害が区内で多く発生しています。生活上の被害対策のガイドラインを周知させ野生動物への餌やり、繁殖力を抑えるよう取り組むこと。
8. 単身高齢者世帯の増加が著しい中、区・地域の連携を強化し、見守り・安否の確認等の支援を積極的に図ること。
9. 区内に多くある歴史的遺産、遺跡と史跡を後世へ引き継いでいけるよう、調査・保存をすること。

10. 横浜環状南線における脱硝装置の必要性について、引き続き、事業者と国に要望して行くこと。

## 泉区

1. 旧深谷通信所跡地については、令和5年度都市計画決定の確実に実施すること。また、都市計画決定に向けた丁寧な地域説明会を実施し、地域住民に今後の見通しが持てるように示すこと。
2. いちょう小学校・緑園西小学校後利用については、閉校から時間をおかず  
に次の利用を住民とともに検討し、地域の活性化等に資する場所とすること。
3. 相鉄線の延伸直通事業が進む中、いずみ野駅周辺の市街化調整区域は市街化区域に接していることから、市街化区域に編入し、計画的なまちづくりを行うこと。
4. 長後街道の無電柱化を踊場付近まで延伸し、緊急輸送路としての役割を果たせるように取り組むこと。
5. 区内河川の改修未整備区間を早期に整備し、最近頻発する豪雨に対応できるよう、適切な警報装置の設置をすること
6. 災害時の区役所機能を確保するために、総合庁舎地下にある電気室やMDF室等の抜本的設備更新を行うこと。緊急措置として止水版設置など行い浸水対策を行うこと。
7. 災害時の個別支援計画作成を地域ケアプラザ等と連携してすすめること。
8. これまでの新型コロナウイルス感染拡大時、クラスター発生時の高齢者施設や障害者施設における課題を改めて整理し、事業継続のための具体策を示し、様々な感染症対策をおこなうこと。
9. 区内の空き家は増加の傾向にあることから、発生抑制のためのセミナー開催や、より早い空き家は区の方策を示すこと。
10. 地域交通については、区としても住民の意向をくみ、交通困難地域解消に努めること。

- 1 1. 区役所のいずれからも、オンライン会議などスムーズに実施できるように環境整備を急ぐこと。
- 1 2. 県道瀬谷柏尾の岡津地区は、慢性的な渋滞が発生解消と、区内の道路ネットワーク機能の強化を図るため、権太坂和泉線（岡津地区）の残りの区間を早期に整備すること。

## 瀬谷区

1. 米軍上瀬谷通信施設返還後の跡地利用については、市民の声を生かしつつ瀬谷区の賑わいに寄与する計画とすること。及び、新交通システムや公共インフラ整備計画を早急に進めること。特に、花博の開催や「横浜の西の玄関口」にふさわしい街づくり計画を推進すること。併せて、相鉄線瀬谷駅に特急停車を相鉄に働きかけること。また公園予定地に野球場とサッカー場を整備すること。近年要望の多いドックランを検討すること。
2. 区内都市計画道路の整備促進と歩行者の安全を図る歩道の整備を進めること。また、自転車専用通路の整備を進めること。
3. 区内5河川の親水性の向上と氾濫防止のための改修を促進していくこと。あわせて、阿久和遊水地の有効利用を図ること。
4. ニツ橋区画整理事業の促進と三ツ境下草柳線の早期整備。及び地権者の権利を制限している事業末着手地区の計画を再検討すること。
5. 県営細谷戸ハイツ内の県有地である公益用地と公園用地について、本市の青写真を早急に作成し、県に示し、早期移管を求めること。
6. 瀬谷駅南口再開発事業の促進特に、瀬谷駅南口再開発事業については当初計画に示された区域全体の計画像を示すこと
7. 三ツ境駅北口利用者から要望の強い、下りエスカレーターと相鉄ライフ 2F エレベーター、公衆用トイレを早期に新設しバリアフリーを促進すること。
8. 上瀬谷通信施設返還に伴い、海軍道路（環状4号線）にバス路線を整備するとともに、区内の交通ネットワークを再検討し、新たに民間の協力を得てコミュニティバスを運行すること。
9. 遊休化している県営阿久和団地の雨水調整池の市民利用を早期に検討するよう、県と交渉すること。

10. 瀬谷区の生態系を守るため自然回復に取り組んでいる NPO などと協力し、ホタル再生プロジェクトを支援すること。
11. 三ツ境駅、瀬谷駅周辺など、交通危険個所の電線地中化を進めること。